

TEPCO省エネプログラム2023

TEPCOカーボンニュートラルサポート

公募要領 ver.3

東京電力エナジーパートナー株式会社

2023年6月1日 公表

2023年6月19日 改定

2023年7月3日 改定

目次

1 サービス概要

1.1	サービス名称	P.4
1.2	サービスの目的	P.4
1.3	サポート対象設備	P.5
1.4	サポート対象者	P.9
1.5	申請単位とサポート上限額	P.16
1.6	サポート金の算定方法	P.18
1.7	全体スケジュール	P.19

2 アカウント作成・交付申請～交付決定

2.1	交付申請期間	P.22
2.2	アカウント作成・交付申請	P.22
2.3	手続きの代行	P.27
2.4	共同申請の手続き	P.28
2.5	交付申請時の提出書類一覧	P.29
2.6	締切日	P.30
2.7	交付申請後・交付決定前の情報変更	P.30
2.8	交付申請の審査	P.31
2.9	交付決定	P.31
2.10	個人情報等の取扱いについて	P.32

3 設備導入～サポート金のお支払い

3.1	設備導入の開始	P.34
3.2	交付決定後の申請内容変更	P.34
3.3	電気需給契約変更時の本サービスの継続可否	P.36
3.4	交付決定によって生じる権利の譲渡の禁止	P.37
3.5	実績報告およびサポート金額の確定	P.37
3.6	実績報告時の提出書類一覧	P.39
3.7	サポート金のお支払い	P.41
3.8	導入設備の継続利用期間	P.41
3.9	導入設備の管理等	P.41
3.10	交付決定の取消し	P.42
3.11	サポート金の返還	P.42
3.12	サポート金の返還時の延滞金	P.42

4 提出書類

(交付申請)

4.1	導入予定設備の見積書および付随書類	P.44
4.2	更新前設備の写真	P.45
4.3	導入予定設備の図面および付随書類	P.46
4.4	導入予定場所の写真	P.47
4.5	導入予定場所の位置情報	P.49
4.6	共同申請書	P.50
4.7	手続代行依頼書	P.53

(実績報告)

4.8	工事請負契約書および付随書類	P.54
4.9	設備設置後の図面および付随書類	P.55
4.10	設置完了届	P.56
4.11	更新後設備の写真	P.59
4.12	導入後設備の写真(設置形態を含む)	P.60
4.13	導入場所の位置情報	P.61
4.14	計画変更承認申請書	P.62
4.15	移転確認申請書	P.65
4.16	共同申請者等と締結した契約書	P.66
4.17	電気需給契約書	P.67
4.18	接続供給兼基本契約申込書	P.68

付録

	用語・略語集	P.69
--	--------	------

1. サービス概要

1. サービス概要

1.1 サービス名称

TEPCO省エネプログラム2023 TEPCOカーボンニュートラルサポート

1.2 サービスの目的

本サービスである「TEPCO カーボンニュートラルサポート」の実施により、省エネ・創エネ設備の導入サポートを通じて、お客さまのご負担軽減およびカーボンニュートラル社会の実現を目指します。

1. サービス概要

1.3 サポート対象設備

当社が定めるエネルギー消費効率等の条件を満たし、以下の1.から3.に該当する場合をサポート対象とします。

1. 電気式高効率空調の更新
2. エアコンプレッサーの更新
3. 太陽光発電設備の新規設置・更新・増設

※ 太陽光発電設備とは、太陽光パネル、架台、パワーコンディショナ(PCS)、その他の太陽光発電に必要な設備全てを一体として指します。

※ 対象設備が将来用設備または中古品として購入した設備は、サポート対象設備と認められません。(P.6参照)

※ 以下のサポート条件を満たし、公募要領の公表日後に設備発注を行った設備を、サポート対象設備とします。

設備種別 *1	導入形態	条件		区分・サポート金単価(円/kW)	
1 電気式高効率空調	更新	定格冷房能力	APF(2015)基準値	定格冷房能力あたり	
		7.1kW未満	7.0以上 *3	店舗用パッケージエアコン	3,000
		7.1kW以上12.5kW未満	6.7以上 *3		
		12.5kW以上	6.1以上 *3		
-	6.1以上	ビル用マルチエアコン	6,000		
2 エアコンプレッサー	更新	機器仕様として①および②を満たすこと ①インバーター搭載 ②据え置き設置		モータ出力あたり	
				エアコンプレッサー	16,000
3 太陽光発電設備 *2	新規設置 増設 更新	設置形態		太陽光パネル出力あたり	
		陸屋根設置		陸屋根設置	26,500
		ソーラーカーポートの設置		ソーラーカーポートの設置	26,500
		野立て設置		野立て設置	23,000
		塩害地区での設置		塩害地区での設置	11,300

*1 上記の条件を満たす電気式高効率空調・エアコンプレッサーの機器については、当社ホームページに別途掲載する「サポート対象機器一覧」をご参照ください。当該一覧に記載が無い機器についても、上表の条件を満たす場合はサポート対象とします。

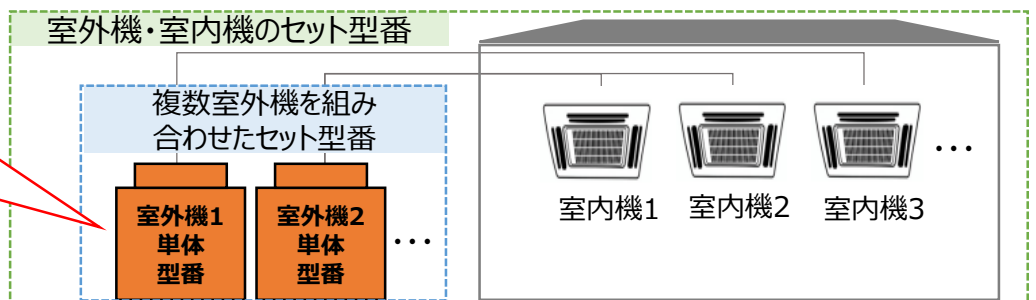
*2 太陽光発電設備は、上表の条件のいずれかを満たす場合はサポート対象となります。同一の太陽光発電設備において、上表の条件を重複して満たす場合にはサポート金単価の大きい方を採用し、合算は行いません。

*3 店舗用パッケージエアコンがAPF(2015)基準値を満たしているか否かは、実際に導入した室内機の種類に依らず、室外機(実際の導入機器)+4方向カセット型室内機(APF計算用の想定機器)のAPF値から判断します。

※ 上表の条件に加え「法令で定められた安全上の基準を満たしている設備であること」も条件とします。

【申請に使用する型番について(電気式高効率空調)】

セット型番ではなく、室外機の型番で申請ください。



1. サービス概要

➤ サポート対象設備と認められない場合(将来用設備・中古品)

将来用設備または中古品として購入した設備は、サポート対象設備と認められません。

<将来用設備>

- 設備を購入してから据付・稼働せずに倉庫等に保管する場合は「将来用設備」とみなし、サポート対象外とします。
- 実績報告時には、サポート対象設備が実際に据付されていることがわかる写真を提出いただきます。
※ P.57、58をご参照ください。

<中古品>

- 購入時点で既に一度事業の用に供している設備は「中古品」とみなし、サポート対象外とします。
- 実績報告時にはサポート対象設備の発注日・メーカー名・型番等が記載された工事請負契約書および付随書類(写)を提出いただき、当社にて中古品に該当しないことを確認させていただきます。
※ P.52をご参照ください。

1. サービス概要

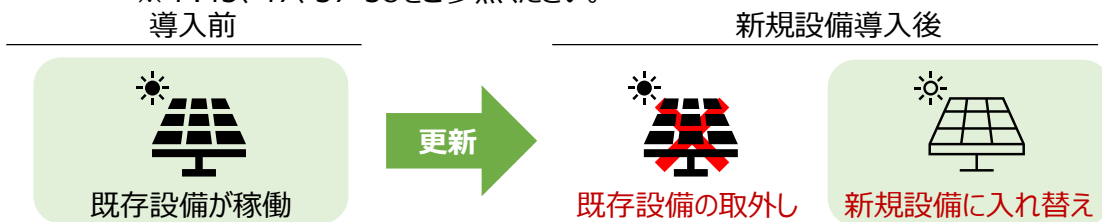
➤ サポート対象とする導入形態

設備種別によって、サポート対象とする導入形態(更新・新規設置・増設)が異なります。

※ 対象となる電気式高効率空調・エアコンプレッサーの機器については、「サポート対象機器一覧」をご参照ください。

【更新】

- 対象となる設備種別：電気式高効率空調、エアコンプレッサー、太陽光発電設備
- 導入形態の定義：既存設備を取外し、同じ種別の新規設備を設置する場合を指します。
※ 更新の結果設備容量が増加する場合も、対象設備への更新であれば対象とします。
- 提出証憑：交付申請時には更新予定の既存設備が据付されていることがわかる写真を、実績報告時には新規設備が据付されていることがわかる写真を提出いただきます。
※ P.45、47、57-58をご参照ください。



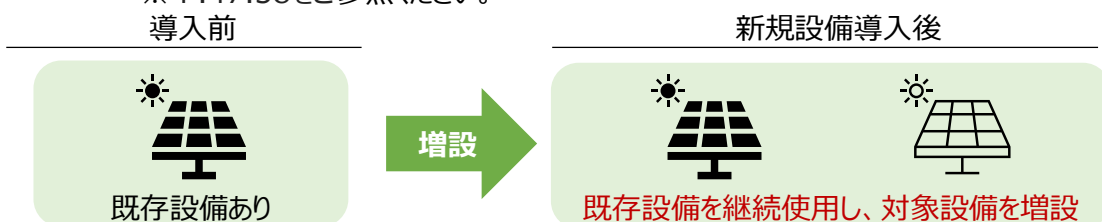
【新規設置】

- 対象となる設備種別：太陽光発電設備
- 導入形態の定義：太陽光発電設備が設置されていない場所に、新規設備を設置する場合を指します。
- 提出証憑：交付申請時には設置予定場所の写真を、実績報告時には当該場所に新規設備を設置したことがわかる写真を提出いただきます。
※ P.47、58をご参照ください。



【増設】

- 対象となる設備種別：太陽光発電設備
- 導入形態の定義：太陽光発電設備が既に稼働している場所に、追加で新規設備を設置する場合を指します。
- 提出証憑：交付申請時には導入予定場所に既存設備が設置されていることがわかる写真を、実績報告時には当該場所に新規設備を設置したことがわかる写真を提出いただきます。
※ P.47.58をご参照ください。



1. サービス概要

➤ 太陽光発電設備 サポート対象とする設置形態

- ・ 太陽光発電設備の設置形態について、以下①～④に該当する場合のみをサポート対象といたします。
- ・ 太陽光発電設備自体の更新・新規設置・増設がサポート対象となりますので、太陽光パネルのみ、パワーコンディショナ(PCS)のみ等、部分的な更新・新規設置・増設の場合はサポート対象外となります。
※ 太陽光パネル・架台・パワーコンディショナ(PCS)が全て更新・新規設置・増設されている場合に、太陽光発電設備自体の更新・新規設置・増設とみなします。

①陸屋根設置



- ・ 陸屋根設置とは、ほぼ傾斜のない平面な屋根に太陽光発電設備を設置する形態を指します。
※ 折板屋根等の金属製屋根及びスレート屋根への設置は該当しません。
- ・ 証憑として、交付申請時には導入予定設備の図面と導入予定場所の写真を、実績報告時には設備導入後の図面と導入後設備の写真(設置形態を含む)を提出いただけます。(P.46-47、53、58参照)

②ソーラーカーポートの設置



- ・ ソーラーカーポートの設置とは、ソーラーカーポート(太陽光発電搭載型カーポートまたは太陽光発電一体型カーポート)として太陽光発電設備を設置する形態を指します。
- ・ 証憑として、交付申請時には導入予定設備の図面と導入予定場所の写真を、実績報告時には設備導入後の図面と導入後設備の写真(設置形態を含む)を提出いただけます。(P.46-47、53、58参照)

③野立て設置



- ・ 野立て設置とは、遊休地や利用していない土地に太陽光発電設備を野建てで設置する形態を指します。
- ・ 証憑として、交付申請時には導入予定設備の図面、導入予定場所の写真、導入予定場所の位置情報を、実績報告時には設備導入後の図面、導入後設備の写真(設置形態を含む)、導入場所の位置情報を提出いただけます。(P.46-48、53、58-59 参照)

④塩害地区での設置



- ・ 塩害地区での設置とは、海岸線から1kmの範囲内に太陽光発電設備を設置する形態を指します。
- ・ 証憑として、交付申請時には導入予定設備の図面、導入予定場所の写真、導入予定場所の位置情報を、実績報告時には設備導入後の図面、導入後設備の写真(設置形態を含む)、導入場所の位置情報を提出いただけます。(P.46-48、53、58-59 参照)

1. サービス概要

1.4 サポート対象者

<サポート対象設備が電気式高効率空調およびエアコンプレッサーの場合>

以下の各条件を全て満たしたお客さまを、本サービスのサポート対象者とします。

- ① 東京電力エリア*1において、当社と電気需給契約を締結していただいております、以下1.または2.に該当するお客さまであること
 1. 高圧/特別高圧のお客さま*2
 2. 低圧のお客さまのうち、対象メニュー*3にご加入いただいている法人等*4または個人事業主のお客さま

*1 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼地域を除く)、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)

*2 契約のメニューが臨時電力、農事用電力等のお客さまはサポート対象外とします。

*3 低圧の対象メニューはP.11をご参照ください。

*4 法人等とは、法律によって法人格が認められ、法人番号が付与された会社や団体である法人のほか、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体として組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行う者を含みます。(例：株式会社、地方公共団体、非営利団体、管理組合等)
- ② 本サービスにより設置するサポート対象設備の所有者であること
※ 設備利用開始時にサポート対象設備の所有者と電気需給契約者が異なる場合であっても、電気需給契約者が所有権の移転を受けうる場合はサポート対象となる可能性がございます。詳細はP.12-15をご参照ください。
- ③ 東京電力エリアに所在し、かつ、当社との電気需給契約を締結している需要場所において、サポート対象設備を継続して使用すること
- ④ 交付申請期間内に交付申請および実績報告期間内に実績報告を行うことができること
- ⑤ 本サービスのサービス利用規約の全てに同意していること
※ サポート金交付後にサービス利用規約に違反されていることが判明した場合は、サポート金を全額返還いただきます。

1. サービス概要

<サポート対象設備が太陽光発電設備の場合>

以下の各条件を全て満たしたお客さまを、本サービスのサポート対象者とします。

- ① 東京電力エリア*1において、当社と電気需給契約を締結していただいております、以下1.または2.に該当するお客さまであること
 1. 高圧/特別高圧のお客さま*2
 2. 低圧のお客さまのうち、対象メニュー*3にご加入いただいている法人等*4または個人事業主のお客さま

*1 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼地域を除く)、神奈川県、山梨県および静岡県(富士川以東)

*2 契約のメニューが臨時電力、農事用電力等のお客さまはサポート対象外とします。

*3 低圧の対象メニューはP.11をご参照ください。

*4 法人等とは、法律によって法人格が認められ、法人番号が付与された会社や団体である法人のほか、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体として組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行う者を含みます。(例：株式会社、地方公共団体、非営利団体、管理組合等)
- ② 本サービスにより設置するサポート対象設備の所有者であること
※ 設備利用開始時にサポート対象設備の所有者と電気需給契約者が異なる場合であっても、電気需給契約者が所有権の移転を受けうる場合はサポート対象となる可能性がございます。詳細はP.12-15をご参照ください。
※ オフサイトPPAモデル等の場合もサポート対象となる可能性がございます。
- ③ 東京電力エリアに所在し、かつ、当社との電気需給契約を締結している需要場所において、サポート対象設備を設置し継続して発電を行うこと
- ④ 東京電力エリアに所在し、かつ、当社との電気需給契約を締結している需要場所において、③で発電した電力を全て使用し、他小売電気事業者と当該電力についての売買契約を締結しないこと
※ ただし、当該需要場所のみに電力を供給するオフサイトPPAモデルのための電力の売買契約を締結する場合はサポート対象とします。
- ⑤ サポート対象設備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度またはFIP制度の対象設備とはしないこと
- ⑥ 交付申請期間内に交付申請および実績報告期間内に実績報告を行うことができること
- ⑦ 本サービスのサービス利用規約の全てに同意していること
※ サポート金交付後にサービス利用規約に違反されていることが判明した場合は、サポート金を全額返還いただきます。

1. サービス概要

➤ 低圧の法人等または個人事業主のお客さまのうち、本サービスの対象者となるメニュー

- スタンダード S
- スタンダード L
- スタンダード X
- アクアエナジー100
- 夜トク 8
- 夜トク 12
- スマートライフ S
- スマートライフ L
- スマートライフプラン
- 暮らし上手 S
- 暮らし上手 L
- 暮らし上手 X
- 動カプラン
- プレミアム S
- プレミアム L
- プレミアムプラン
- TEPCO スマートライフプラン for エアロテック
- 電化上手(季節別時間帯別電灯)
- おトクなナイト8(時間帯別電灯[夜間8時間型])
- おトクなナイト10(時間帯別電灯[夜間10時間型])
- ピークシフトプラン(ピーク抑制型季節別時間帯別電灯)
- 低圧高負荷契約
- TEPCO プレミアムプラン for エアロテック
- TEPCO プレミアム S for ソフトバンク
- TEPCO プレミアム L for ソフトバンク
- TEPCO プレミアムプラン for ソフトバンク

1. サービス概要

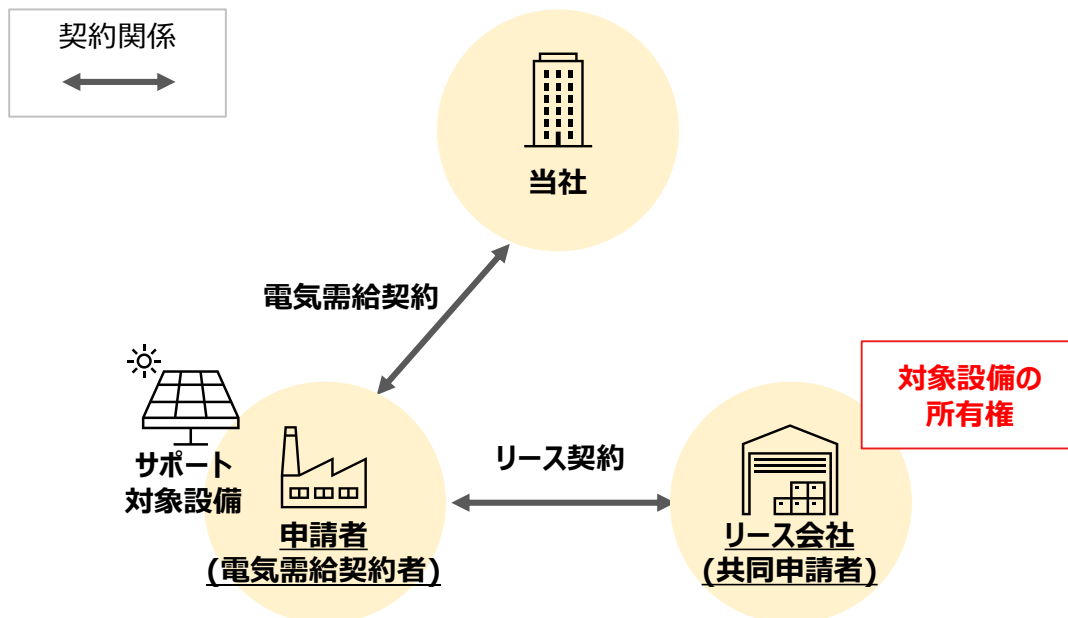
➤ 条件「本サービスにより設置するサポート対象設備の所有者であること」の例外①

- リース、ESCO、エネルギーサービス、PPAモデル等のスキームにおいて、設備利用開始時には申請者がサポート対象設備の所有者ではなくても、将来的に申請者が所有権の移転を受ける可能性がある場合は、P.9.10の条件②「本サービスにより設置するサポート対象設備の所有者であること」の例外となり、サポート対象といたします。
- 当例外に該当する場合は、リース、ESCO、エネルギーサービス、PPAモデル等の契約相手方を「共同申請者」とし、交付申請時に共同申請を行っていただきます。
※ 手続き内容は、P.28をご参照ください。

<リース>

- サポート対象設備をリースにより取得しており、設備利用開始時にサポート対象設備の所有権が申請者ではなくリース会社にある場合でも、リース契約終了時に申請者に所有権が移転する可能性がある場合は、サポート対象となります。
- この場合は、サポート対象設備のリース元を「共同申請者」とし、交付申請時に共同申請を行っていただきます。
- 将来的に申請者がサポート対象設備の所有権の移転を受ける可能性があることがわかる、リース契約の書面等を実績報告時に提出いただきます。

【設備利用開始時の関係図(例)】



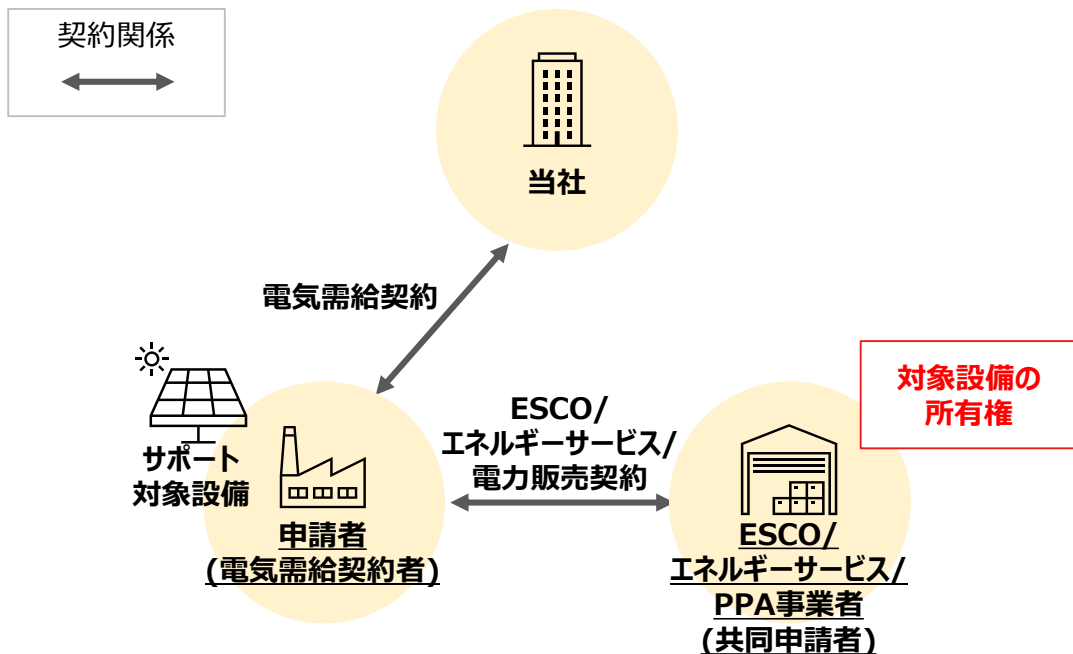
1. サービス概要

➤ 条件「本サービスにより設置するサポート対象設備の所有者であること」の例外②

<ESCO・エネルギーサービス・オンサイトPPAモデル>

- 設備利用開始時にサポート対象設備の所有権が申請者ではなく、ESCO/エネルギーサービス/PPA事業者(または、ESCO/エネルギーサービス/PPA事業者が契約するリース会社)にある場合でも、将来的に申請者に所有権が移転する可能性がある場合は、サポート対象となります。(契約期間終了後に、契約者間の協議によってサポート対象設備の所有権の所在を決める場合等)
- この場合は、申請者が契約する予定のESCO/エネルギーサービス/PPA事業者を「共同申請者」とし、交付申請時に共同申請を行っていただきます。
※ ESCO/エネルギーサービス/PPA事業者がリースによって設備を調達しており、設備の所有権が設備利用開始時にリース元にある場合でも、「共同申請者」は申請者が契約する予定のESCO/エネルギーサービス/PPA事業者となります。
- 将来的に申請者がサポート対象設備の所有権の移転を受ける可能性があることがわかる、サポート対象設備を対象としたESCO/エネルギーサービス/PPAの契約書面等を実績報告時に提出いただきます。

【設備利用開始時の関係図(例)】



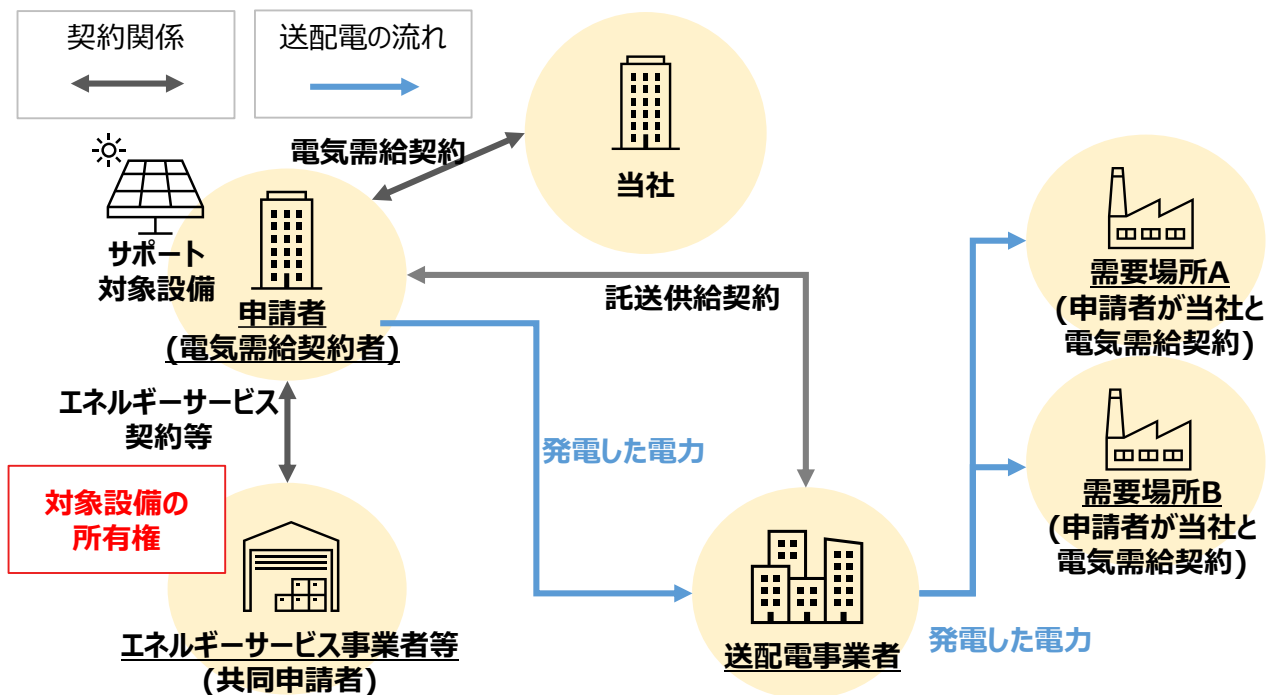
1. サービス概要

▶ 条件「本サービスにより設置するサポート対象設備の所有者であること」の例外③

<自己託送>

- サポート対象設備で発電した電力を自己託送するスキームで、設備利用開始時にはサポート対象設備の所有権が自己託送を運営するエネルギーサービス事業者等にある場合でも、将来的に申請者に所有権が移転する可能性がある場合は、サポート対象となります。(契約期間終了後に、契約者間の協議によってサポート対象設備の所有権の所在を決める場合等)
- この場合は、申請者が契約する予定のエネルギーサービス事業者等を「共同申請者」とし、交付申請時に共同申請を行っていただきます。
※ エネルギーサービス事業者等がリースによって設備を調達しており、設備の所有権が設備利用開始時にリース元にある場合でも、「共同申請者」は申請者が契約する予定のエネルギーサービス事業者等となります。
- 将来的に申請者がサポート対象設備の所有権の移転を受ける可能性があることがわかる、サポート対象設備を対象としたエネルギーサービス等の契約書面等を実績報告時に提出いただきます
- サポート対象設備で発電した電力を自己託送する場合は、以下2点を満たす場合のみ、サポート対象とします。
 - ① 全ての託送先が、東京電力エリアにおいて当社と電気需給契約を締結していただいている需要場所であること
 - ② ①の各電気需給契約の締結者が、申請者であること

【設備利用開始時の関係図(例)】



1. サービス概要

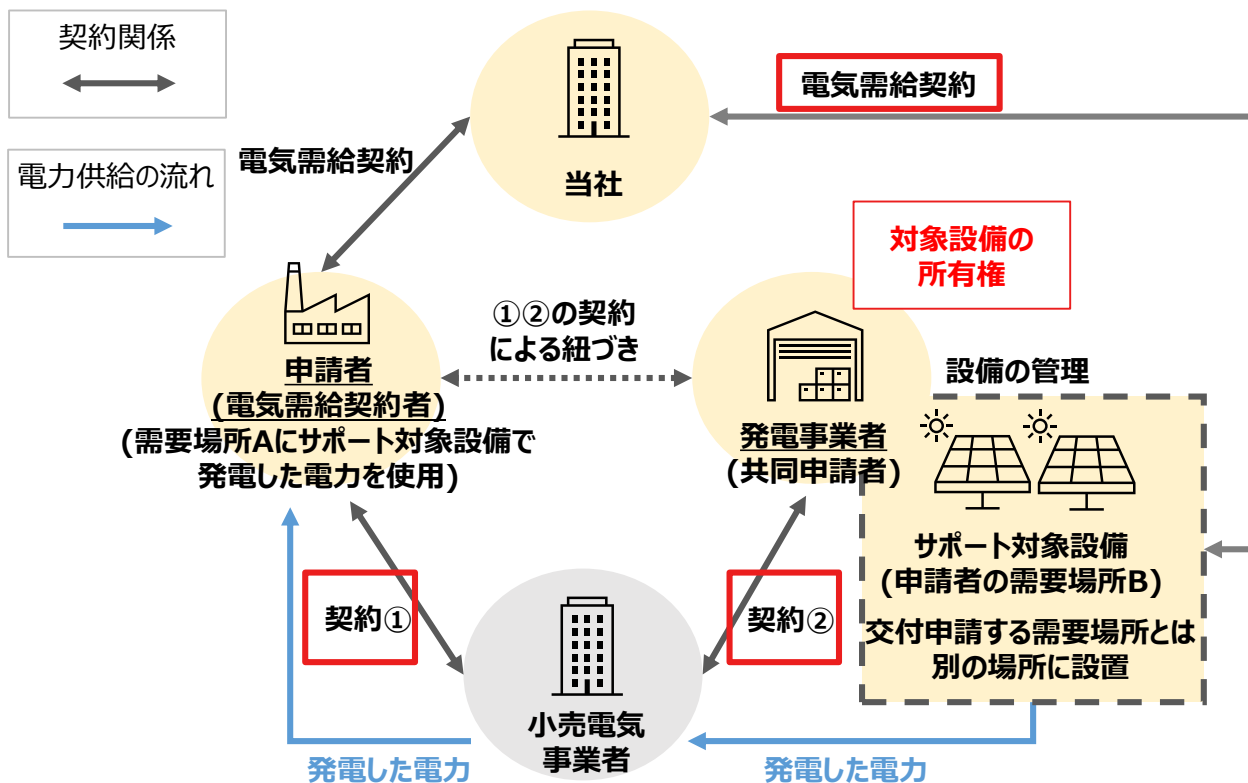
▶ 条件「本サービスにより設置するサポート対象設備の所有者であること」の例外④

<オフサイトPPAモデル>

- 設備利用開始時にサポート対象設備の所有権が申請者にはなく、発電事業者(または、発電事業者が契約するリース会社)にある場合でも、将来的に申請者に所有権が移転する可能性がある場合は、サポート対象となります。(発電事業者との契約終了後に、契約者間の協議によってサポート対象設備の所有権の所在を決める場合等)
- P.10③「東京電力エリアに所在し、かつ、当社との電気需給契約を締結している需要場所において、サポート対象設備を設置し継続して発電を行うこと」の条件により、オフサイトPPAの対象設備の設置場所も、当社と電気需給契約を締結している需要場所である必要があります。
- この場合は、申請者が契約する予定の発電事業者を「共同申請者」とし、交付申請時に共同申請を行っていただきます。
※ 発電事業者がリースによって設備を調達しており、設備の所有権が設備利用開始時にリース元にある場合でも、「共同申請者」は申請者が契約する予定の発電事業者となります。
- サポート対象設備で発電する電力の供給にかかわる契約書面等を実績報告時に提出いただき、将来的に申請者にサポート対象設備の所有権が移る可能性があること、サポート対象設備で発電した電力を当社との電気需給契約における需要場所で使用することを確認させていただきます。
- サポート対象設備の設置場所が当社との電気需給契約における需要場所であることがわかる契約書面を実績報告時に提出いただきます。※ P.65をご参照ください。

【設備利用開始時の関係図(例)】

- サポート対象設備によるオフサイトPPAモデルのスキームがわかる、図赤枠の契約書を実績報告時に提出いただきます。(契約関係が以下の例と異なる場合は、オフサイトPPAモデルにかかわる契約書をすべてご提出ください)
- サポート対象設備の所有権の移転可能性、サポート対象設備の設置場所の住所について記載がある契約書面およびサポート対象設備の設置場所における当社との電気需給契約書をご提出ください。



1. サービス概要

1.5

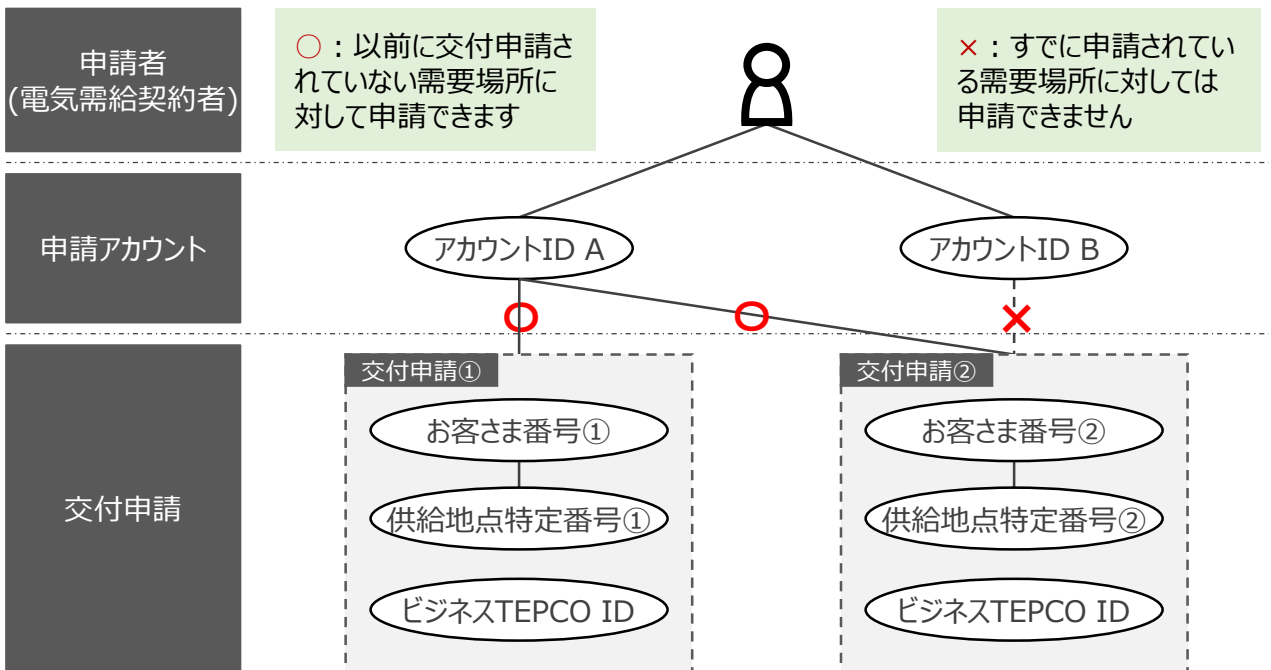
申請単位とサポート上限額

【申請単位について】

- 1需要場所ごとに1つの申請とします。
 - ※ 同一の需要場所に対し、複数の交付申請を行うことは認められません。
 - ※ 同一の需要場所に対し、複数のサポート対象設備を導入する場合は、全てまとめて交付申請を行う必要があります。
 - ※ 低圧の電気需給契約において、1つの需要場所で当社と2つの電気需給契約を締結している場合、任意の電気需給契約に紐づくお客さま番号・供給地点特定番号を用いて交付申請を行っていただきます。
 - ※ 1つの需要場所に当社と電気需給契約・電気受給契約の両方を締結している場合、電気需給契約に紐づくお客さま番号・供給地点特定番号を用いて交付申請を行っていただきます。
 - ※ 申請単位に基づく交付申請方法については、P.23をご参照ください。
- 複数の需要場所にて当社と電気需給契約を締結している場合、1つの申請システムのアカウントを用いて複数の申請を行うことができます。

【申請単位のイメージ】

アカウントID Aが交付申請①と②を申請している場合、後からアカウントID Bは交付申請②を申請できません。



1. サービス概要

【サポート上限額について】

- サポート金の上限額は申請ごと(需要場所ごと)に設定します。
- 当社との電気需給契約上における2023年5月分実績^{*1}の契約電力(kW)に、10,000(円/kW)を乗じた額が上限額となります。
^{*1} 2023年5月分実績が確認できない場合は、当社が別途定める時点の契約電力とします。

また、同一の需要場所において当社と以下の2つの電気需給契約を締結している場合は、契約電力を合算し上限額を算定いたします。

- ①低圧対象メニュー(動力プランを除く)
- ②動力プラン

※ 低圧の電気需給契約を締結している場合であって、契約電力について定めがない場合は、契約電流または契約容量を契約電力へ換算し、上限額を算定いたします。

■ 契約電力の確認方法(「ビジネスTEPCO」掲載の低圧ご利用明細より一部抜粋)

請求金額内訳	
スタンダードX	スタンダードX
契約種別	
契約電力	6kW
主契約	
使用電力量 合計	218kWh
最大需要電力	2kW

こちらから契約電力をご確認いただけます。
※ 契約電流または契約容量のみ記載されている場合、契約電力への換算方法は最下部の表のとおりです。

■ 契約電力の確認方法(「ビジネスTEPCO」掲載の高圧ご使用実績より一部抜粋)

電気ご使用量のお知らせ

東京電力エナジーパートナー株式会社

平成28年 2月分

※ 本内容につきましては、実際のご請求金額等と相違する場合がございます。
正式なご請求金額等につきましては、郵送にてお届けする電気料金等請求書をご確認ください。

〇〇 〇〇 様	ご請求金額	2,884,836 円			
	うち消費税等相当額	198,876 円			
ご使用場所	東京都 〇〇区 △丁目XX-X				
店番番号	000	地区番号	00	お客さま番号	00000-00000-0-00
供給地点特定番号	00-0000-0000-0000-0000-0000				
お支払期限日	平成28年 3月 3日	口座振替日	平成28年 2月22日		
〇ご契約内容	契約種別	契約電力	30kW	使用期間	1月2日~2月1日
	主契約	30kW			
〇ご使用実績	使用電力量	合計	109,440kWh	最大需要電力	361kW

こちらから契約電力をご確認いただけます。

■ 契約電流または契約容量から契約電力への換算方法

契約記載単位	契約電力換算後
契約電流 1.0 A	契約電力 0.1 kW
契約容量 1.0 kVA	契約電力 1.0 kW

1. サービス概要

1.6

サポート金の算定方法

- 本サービスにおける1申請あたりのサポート金額は、以下の計算方法により算出いたします。
※ 定格冷房能力あたり/モーター出力あたり/太陽光パネル出力あたりのサポート金単価[円/kW] は、P.5の1.4サポート対象設備をご参照ください。

STEP① サポート金単価の区分が同一のサポート対象設備ごとに総出力を計算する。総出力は、設備の能力に導入数を乗じた値を合計し、小数点第2位を切り上げる。

STEP② 各サポート金単価の区分ごとに計算した総出力に、それぞれのサポート金単価を乗じる。

STEP③ ②で算出した値を足し合わせる。

STEP①サポート金単価ごとに総出力を計算

STEP② サポート金単価を乗じる

【電気式高効率空調】

設備Aの出力：定格冷房能力[kW] × 導入台数[台]
設備Bの出力：定格冷房能力[kW] × 導入台数[台]
設備Cの出力：定格冷房能力[kW] × 導入台数[台]
.....

⇒各設備の出力を合計し、**小数点第2位を切り上げ、総出力を計算する**

※ 店舗用パッケージエアコンとビル用マルチエアコンはそれぞれ分けて総出力を計算してください

→ 総出力 × サポート金単価

【エアコンプレッサー】

設備Aの出力：モータ出力[kW] × 導入台数[台]
設備Bの出力：モータ出力[kW] × 導入台数[台]
設備Cの出力：モータ出力[kW] × 導入台数[台]
.....

⇒各設備の出力を合計し、**小数点第2位を切り上げ、総出力を計算する**

→ 総出力 × サポート金単価

【太陽光発電設備】

設備Aの出力：太陽光パネル出力[kW] × パネル枚数
設備Bの出力：太陽光パネル出力[kW] × パネル枚数
設備Cの出力：太陽光パネル出力[kW] × パネル枚数
.....

⇒各設備の出力を合計し、**小数点第2位を切り上げ、総出力を計算する**

※ 各設置形態ごとにそれぞれ分けて総出力を計算してください

※ 太陽光パネル出力は[W]単位を使用することが多く、[kW]に単位換算の上、計算するようご注意ください。

→ 総出力 × サポート金単価

※ 設置形態の条件を重複して満たす場合には、サポート金単価のより大きい条件を採用し、サポート金単価の合算は行いません

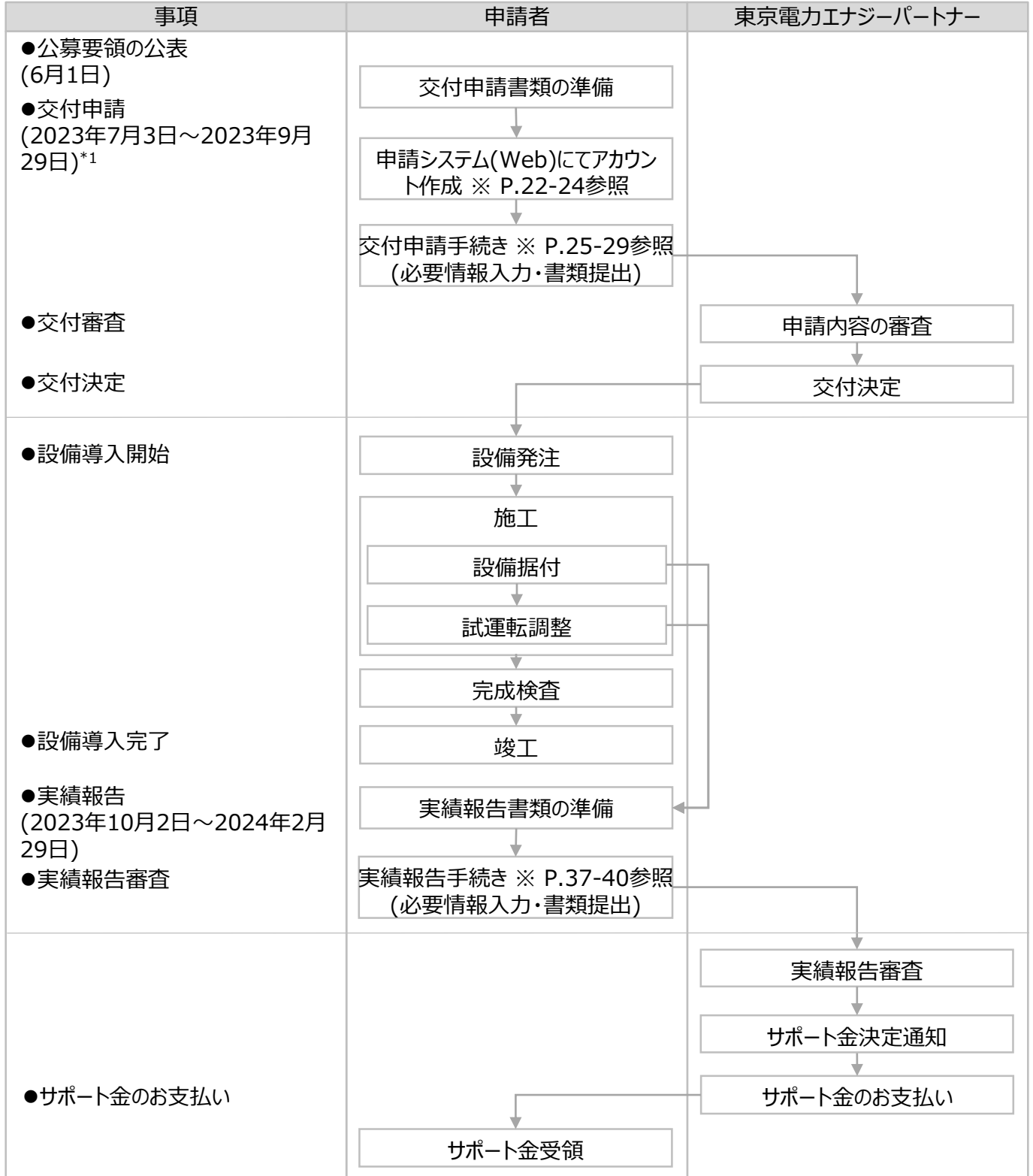
STEP③ 合算

1申請あたりのサポート金額

※ ただし、上記の計算式で1申請あたりのサポート金合計額が、サポート金上限額を超過する場合は、その上限額を交付決定のサポート金額とします。

1. サービス概要

1.7 全体スケジュール



1. サービス概要

➤ 全体スケジュール補足

- 本サービスの公募要領の公表日以降に設備発注を行うサポート対象設備については、交付申請の対象とします。交付決定前に設備発注することも可能ですが、申請者および導入予定の設備がサポート対象に該当しない等の理由により交付決定できない場合もございますので、予めご了承ください。
※ 工事請負契約の締結が公募要領の公表日以前であっても、施工事業者による設備発注が公募要領の公表日以降であれば、サポート対象とします。なお、実績報告期間内に実績報告を完了できるよう設備発注をお願いします。
- 交付申請の審査が完了次第、交付決定を行った申請者に対し、申請システムおよびメールで通知のうえ、「ビジネスTEPCO」上で「契約内容通知兼TEPCOカーボンニュートラルサポート金交付決定通知」の交付を行います。交付申請手続きから交付決定までは2週間前後かかります。
- 実績報告の審査後、サポート金の交付額が決定次第、申請システムおよびメールで通知のうえ、「ビジネスTEPCO」上で「TEPCOカーボンニュートラルサポート サポート金の確定およびお支払いのお知らせ」の交付を行います。
- 原則として、「TEPCOカーボンニュートラルサポート サポート金の確定およびお支払いのお知らせ」の交付を行った月の翌々月末までにサポート金を支払うものとします。サポート金のお支払い方法につきましては、P.41をご参照ください。
- 本サービスの予算の上限に達した場合、交付申請期間にかかわらず交付申請の受付を締め切ります。

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

2.1 交付申請期間

2023年7月3日～2023年9月29日

2.2 アカウント作成・交付申請

- 申請は全てWeb上で行っていただけます。
- 申請者には、申請システムにてアカウントを作成いただけます。(アカウント作成時、IDを付与しパスワードを作成いただけます)
- 当該アカウントを用いて申請システムにログインし、交付申請画面にて必要事項を入力し、必要書類をアップロードした上で、交付申請を行っていただけます。
- 申請には「ビジネスTEPCO」IDが必要となります。

※ 申請システムでの画面操作方法については、6月26日に公表予定の「申請の手引き」をご参照ください。

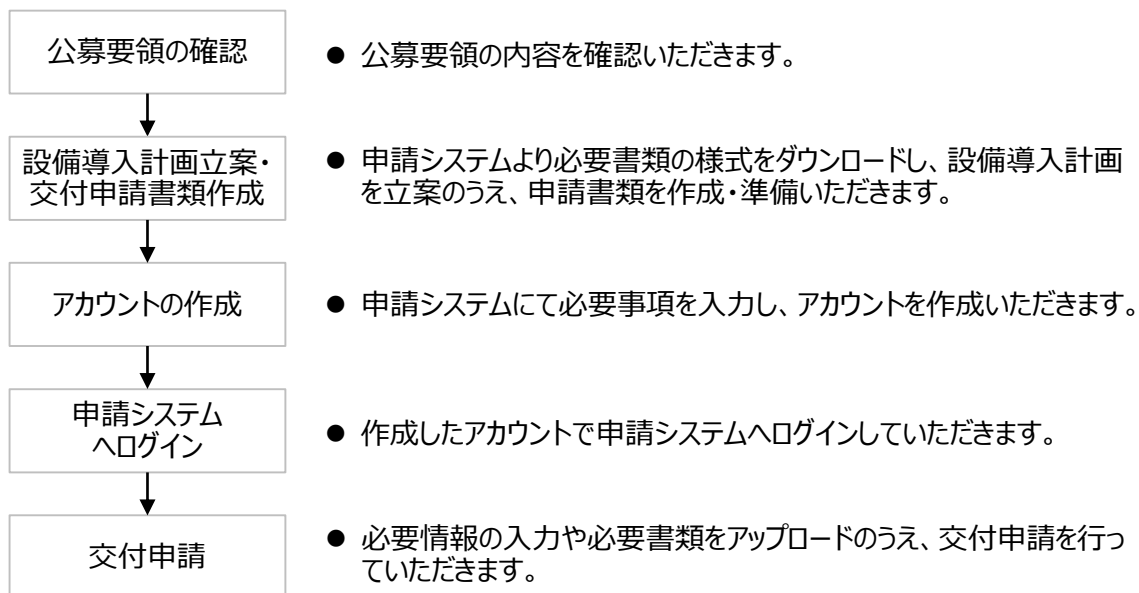
※ アカウント作成時・交付申請時に入力が必要な事項は、P.24-26をご参照ください。

(サポート対象設備の設備種別により、入力が必要な事項が異なります)

※ 交付申請時の必要書類の一覧は、P.29をご参照ください。

(サポート対象設備により、必要となる書類が異なります)

【交付申請の手順】



※ 交付申請後、申請システム上およびメールにて交付申請受領の旨を通知いたします。

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

➤ アカウント作成および交付申請時の入力情報について

アカウント作成

お客さま番号1 — 供給地点特定番号1 — 「ビジネスTEPCO」ID

申請1

需要場所を特定する番号	導入設備の種別	導入設備	台数
需要場所1	電気式高効率空調	設備番号A	× 5
お客さま番号1 供給地点特定番号1 「ビジネスTEPCO」ID		設備番号B	× 3
	エアコンプレッサー	設備番号C	× 3
	太陽光発電設備	設置形態X	

申請2

需要場所を特定する番号	導入設備の種別	導入設備	台数
需要場所2	電気式高効率空調	設備番号A	× 3
お客さま番号2 供給地点特定番号2 「ビジネスTEPCO」ID	エアコンプレッサー	設備番号B	× 3
		設備番号C	× 6
	太陽光発電設備		

※ 申請内容なし

アカウント作成のポイント：

申請する「お客さま番号」「供給地点特定番号」および当該需要場所を管理している「ビジネスTEPCO」IDをご入力いただきます。

※ 複数需要場所を申請される場合は、いずれか一つの需要場所の「お客さま番号」「供給地点特定番号」および当該需要場所を管理している「ビジネスTEPCO」IDをご入力いただきます。

申請のポイント：

- ① 1需要場所ごとに1申請とし、同じ需要場所に設置する設備は、種別、型番を問わず、1申請にまとめていただきます。
- ② 申請ごとに「お客さま番号」「供給地点特定番号」および当該需要場所を管理している「ビジネスTEPCO」IDをご入力いただきます。

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

【アカウント作成時の入力項目】

#	入力項目名	入力内容
1	お客さま番号	申請する需要場所のお客さま番号をご入力ください。
2	供給地点特定番号	申請する需要場所の供給地点特定番号をご入力ください。 ※ お客さま番号に対し、複数供給地点特定番号をお持ちの場合は、いずれか一つの供給地点特定番号をご入力ください。
3	「ビジネスTEPCO」ID	1、2で入力した「お客さま番号」「供給地点特定番号」を管理している「ビジネスTEPCO」IDをご入力ください。 ※ 「ビジネスTEPCO」の会員であることが必須となります。 ※ 未会員の場合は、会員登録をお願いします。 ※ 「ビジネスTEPCO」IDの新規発行または再発行には時間がかかる場合がありますので、アカウント作成・申請の前にご確認いただくことをおすすめします。
4	申請者情報	申請者情報(申請者名、電話番号、住所)、担当者情報(担当者名、電話番号、部署)* ¹ *1 法人等の場合のみご入力ください。

※ アカウント作成後、申請者情報のみ随時変更することができます。

※ 低圧の電気需給契約において、1つの需要場所で当社と2つの電気需給契約を締結している場合、任意の電気需給契約のお客さま番号・供給地点特定番号を用いて交付申請を行っていただきます。

※ 1つの需要場所に当社と電気需給契約・電気受給契約の両方を締結している場合、電気需給契約のお客さま番号・供給地点特定番号で交付申請を行っていただきます。

※ 「ビジネスTEPCO」については、こちらのサイトをご参照ください。

https://www30.tepcoco.jp/dv05s/dfw/biztepcoco/D3BwwwAP/D3BBTUM00101.act?FW_SCTL=INIT

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

【交付申請時の入力項目(1/2)】

○：必須項目 △：対象者のみ -：不要

#	入力項目名	入力内容	電気式 高効率 空調	エアコン プレッ サー	太陽光 発電設 備
1	お客さま番号	申請する需要場所のお客さま番号をご入力ください。	○	○	○
2	供給地点特定番号	申請する需要場所の供給地点特定番号をご入力ください。	○	○	○
3	「ビジネスTEPCO」ID	申請する需要場所を管理する「ビジネスTEPCO」IDをご入力ください。	○	○	○
4	契約名義	申請する需要場所に紐づく電気需給契約の契約名義をご入力ください。	○	○	○
5	導入予定設備の設備番号	申請する需要場所に導入予定のすべての設備番号をご入力ください。 ※ 当社ホームページに別途掲載する「サポート対象機器一覧」にて、型番・メーカー・製品名をもとに対象設備の設備番号を検索の上、ご入力ください。 ※ 電気式高効率空調の型番とは室外機単体の型番を指しております。セット型番(室内機・室外機のセット型番、複数室外機を組み合わせたセット型番)と混同されないようご注意ください。	○	○	-
6	導入予定台数	申請する需要場所に導入予定の設備台数を設備番号ごとにご入力ください。	○	○	-

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

【交付申請時の入力項目(2/2)】

○：必須項目 △：対象者のみ -：不要

#	入力項目名	入力内容	電気式 高効率 空調	エアコン プレッ サー	太陽光 発電設 備
7	設置形態	陸屋根設置、ソーラーカーポートの設置、野立て設置、塩害地区での設置のいずれかをご入力ください。	-	-	○
8	太陽光パネルメーカー名	メーカー名をプルダウンリストから選択ください。(該当メーカーがリストにない場合は「その他」をご選択の上、メーカー名をご入力ください)	-	-	○
9	太陽光パネル枚数(枚)	申請する需要場所に設置予定の太陽光パネルの枚数をご入力ください。	-	-	○
10	太陽光パネル1枚あたりの出力(kW/枚)	申請する需要場所に設置予定の太陽光パネルの1枚あたりの出力をご入力ください。	-	-	○
11	太陽光発電設備パワーコンディショナ(PCS)メーカー名	メーカー名をプルダウンリストから選択ください。(該当メーカーがリストにない場合は「その他」をご選択の上、メーカー名をご入力ください)	-	-	○
12	太陽光発電設備パワーコンディショナ(PCS)の台数(台)	申請する需要場所に設置予定のパワーコンディショナ(PCS)の台数をご入力ください。	-	-	○
13	太陽光発電設備パワーコンディショナ(PCS)1台あたりの出力(kW/台)	申請する需要場所に設置予定のパワーコンディショナ(PCS)1台あたりの出力をご入力ください。	-	-	○

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

2.3 手続きの代行

- 申請者は、本サービスにおけるアカウント作成・交付申請・交付申請内容の変更・実績報告の手続き等を、申請者以外の者に依頼することができます。
 - 申請者から手続きの依頼を受けた者(手続き代行者)が手続きを行う場合は、依頼元である申請者が手続き代行依頼書を作成の上、手続き代行者から当社に提出いただく必要があります。
※ 手続き代行依頼書の様式は、P.51をご参照ください。
 - 手続き代行依頼書は、アカウント作成後任意のタイミングで提出いただけます。手続き代行依頼書を提出した時点から、本サービスにおける手続きを手続き代行者が行うことができます。
 - 申請者は、手続きの代行を依頼する場合は、サービス利用規約、申請システム利用規約、公募要領、法令、その他当社の指示等に従うことについてあらかじめ同意した上で、手続きの代行を依頼するものとします。
- ※ 手続き代行依頼書は、申請システムのアカウント1つにつき1回提出いただけます。(1つの申請システムのアカウント上の手続きについて、2以上の者に代行を依頼することは認められません。)
- ※ 手続き代行者は、申請システムへのログインに必要なアカウントIDおよびパスワードを管理することができます。

【手続き代行時の入力項目】

#	入力項目名	入力内容
1	手続き代行者の情報	手続き代行者名、担当者情報(担当者名、部署名、電話番号)

- ※ アカウント作成後、手続き代行者の情報を申請システムよりご入力いただけます。
- ※ 手続き代行者の情報入力に合わせて、手続き代行依頼書を申請システムの指定箇所に添付いただけます。

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

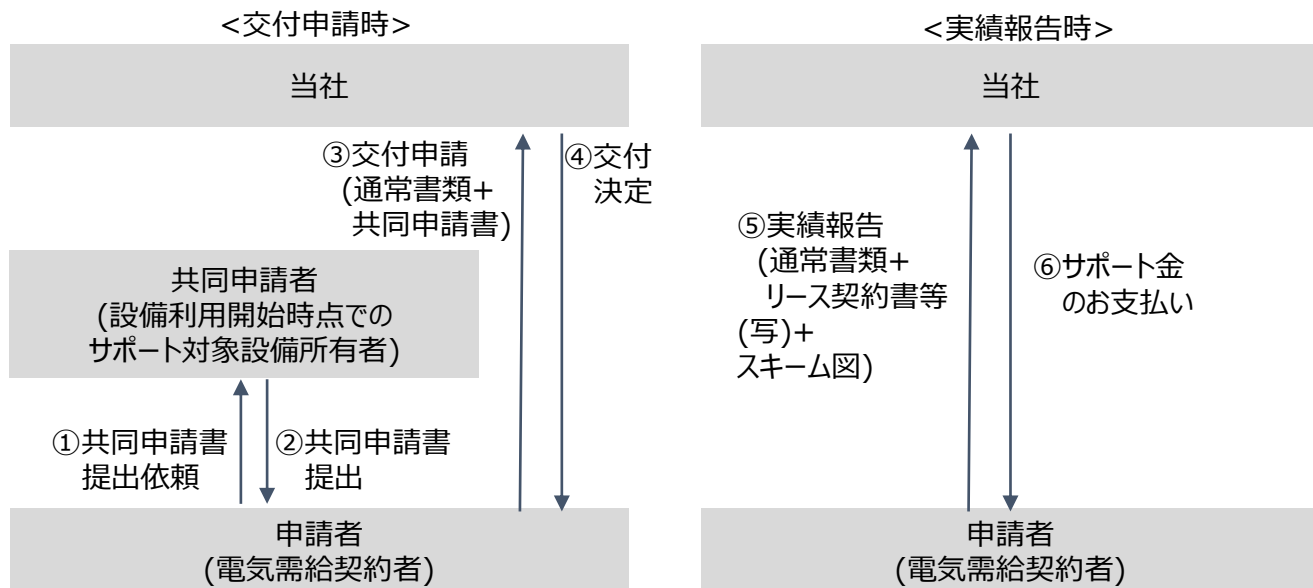
2.4 共同申請の手続き

- 設備利用開始時に導入するサポート対象設備の所有者と申請者が異なる場合は、共同申請を行っていただきます。(P.12-15にて本事例に該当するスキームを記載しております)
- この場合において、電気需給契約者を申請者、設備利用開始時点でのサポート対象設備の所有者等を共同申請者とします。(P.12-15にて各スキームにおける共同申請者をご確認ください)
- 共同申請を行う場合は、交付申請に先立って、予め申請者は共同申請者に「共同申請書」への記入を依頼し、受領しておく必要があります。共同申請書の様式は、P.49-50をご参照ください。
- 申請者は交付申請時に、共同申請者より受領した「共同申請書」を当社に提出いただけます。

※ 共同申請書は設備種別ごとにまとめて提出いただけます。同一の設備種別において複数の共同申請者がいる場合には、共同申請者の数だけ共同申請書をご用意ください。

※ 実績報告時には、将来的に申請者にサポート対象設備の所有権が移る可能性があることがわかる書類(共同申請者と締結したリース契約書等(写))を申請者に提出いただけます。詳細はP.64をご参照ください。

【共同申請の手続き関係図】



2. アカウント作成・交付申請～交付決定

2.5 交付申請時の提出書類一覧

※ 各種様式の詳細は「4. 提出書類」の記載例をご参照ください。

○：必須項目 △：対象者のみ -：不要

書類番号	書類名称	提出内容補足	電気式高効率空調	エアコンプレッサー	太陽光発電設備	指定様式有無	提出単位
1-1	導入予定設備の見積書および付随書類	導入予定設備の型番が記載されている ※ 他の設備とあわせた工事一式として見積の記載をする際は、付随書類(導入設備の型番や台数がわかるもの)もご提出ください。	○	○	-	無	設備種別
1-2	更新前設備の写真	更新前の設備が存在することがわかる写真をご提出ください。	○	○	-	有 (様式1-2)	設備種別
1-3	導入予定設備の図面および付随書類	設置形態等が確認できる図面をご提出ください。	-	-	○	無	設置形態
1-4	導入予定場所の写真	写真から設置形態(陸屋根設置/ソーラーカーポートの設置/野立て設置/塩害地区での設置)を確認できるように撮影してください。	-	-	○	有 (様式1-4)	設置形態
1-5	導入予定場所の位置情報	塩害地区での設置または野立て設置の場合は、導入予定場所の位置情報がわかる証憑をご提出ください。 ※ 詳細はP.48をご参照ください	-	-	△	無	設置形態
1-6	共同申請書	設備利用開始時のサポート対象設備の所有者が申請者と異なる場合にご提出ください。 ※ 共同申請者が作成すること ※ 該当ケースはP.12-15をご参照ください。	△	△	△	有 (様式1-6)	設備種別
1-7	手続代行依頼書	アカウント作成・交付申請・実績報告等の全部または一部の手続きを申請者が他の者に代行を依頼する場合に、手続き代行者よりご提出ください。 ※ 申請システムよりご提出ください。	△	△	△	有 (様式1-7)	アカウント

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

2.6 締切日

2023年9月29日までに交付申請を完了してください。

- ※ 交付申請が完了した需要場所については、申請システムのステータス欄に「交付申請完了」と表示されます。
- ※ 締切直前は申請システムが混み合うことが予想されるため、余裕をもって申請してください。
- ※ 本サービスの予算の上限に達した場合、交付申請期間にかかわらず交付申請の受付を締め切ります。

2.7 交付申請後・交付決定前の情報変更

- 交付申請を行った後、交付決定があるまでの間は、アカウント作成時・交付申請時に入力いただいた情報を変更することはできません。
 - ※ アカウント作成時に入力した申請者情報の変更は可能です。
- 当該期間にアカウント情報(申請者情報を除く)・入力した情報に変更が生じた場合には、交付申請を一度取下げた後に、再申請していただきます。交付申請時には、申請内容に誤りがないことをご確認ください。

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

2.8 交付申請の審査

- 交付申請後、申請システムで入力いただいた情報および提出いただいた申請書類の内容をもとに、申請者と対象設備がサービス利用規約に定める要件を満たしているか審査いたします。
- 提出いただいた申請書類に不備・不足等がある場合は、当社からその旨を申請者に連絡させていただく場合があります。連絡を受けた申請者は、速やかに当社の指示に従い当該不備・不足を解消し、再申請を行っていただきます。
※ 当社からの連絡後にも不備・不足等を解消いただけない場合は、審査の対象外とさせていただく場合があります。
- 交付申請の審査が完了次第、順次交付決定を行います。交付申請の審査結果は2週間後を目途に通知いたします。

2.9 交付決定

- 交付申請の審査が完了次第、交付決定となった申請者に申請システムおよびメールで通知のうえ、「ビジネスTEPCO」上で「契約内容通知兼TEPCOカーボンニュートラルサポート金交付決定通知」の交付を行います。
- 当社は、審査の結果サポート金の交付が適当でないと認めるときは、申請システムおよびメールにて、その旨を申請者に通知するものとします。

2. アカウント作成・交付申請～交付決定

2 10 個人情報等の取扱いについて

- 当社は、本サービスにおける個人情報の収集にあたっては、適法かつ公正な手段および手続きによることとし、本サービスにおいて取得した情報等は、次の目的で利用させていただきます。
 - ① 当社事業における商品・サービスの改善等に活用するため
 - ② 東京電力グループ各社もしくは提携会社の事業に活用するため
 - ③ 東京電力グループ各社もしくは提携会社の商品またはサービスに関する広告、宣伝物の送付、勧誘等の事業において活用するため
- 上記の目的以外の利用を行う場合には、申請者に対し事前に確認または同意を求めるものとします。
- その他個人情報等の取扱いについては、当社が定める「個人情報の取扱いに関する基本方針」「当社の個人情報の利用目的」「個人情報の開示、訂正、利用停止、利用目的の通知等の手続き」「ウェブサイト取得または利用する個人情報の取扱いについて」に記載のとおりとします。
- 当社は、申請者の個人情報等を次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供しないものとします。
 - ① 本人の同意がある場合
 - ② 業務委託先に業務の遂行上必要な範囲内で提供する場合
 - ③ その他、法律にもとづき提供が義務づけられるなど正当な理由がある場合
- 申請者は、自己に関する情報の開示を求める事ができます。個人情報の開示は原則として本人に対してのみ行います。また、お客さまは、開示内容に対して誤情報の訂正、情報の利用および提供の停止(情報の電算処理等一定の場合を除く)を求めることができるものとします。
- 本サービスにおいて、当社は、本サービスの充実ならびに円滑な提供および運営を目的として当社とのご契約情報を利用する場合があります。

3. 設備導入～サポート金のお支払い

3. 設備導入～サポート金のお支払い

3.1 設備導入の開始

- 公募要領に記載の公表日以降に設備発注を行った設備がサポート対象になります。
※ 公募要領の公表日前に設備発注を行った設備については、交付申請を認めません。
※ 工事請負契約締結が公募要領の公表日前であっても、施工事業者等による設備発注が公募要領の公表日以降であればサポート対象とします。なお、実績報告期間内に実績報告を完了できるよう設備発注をお願いします。
- 契約・発注を行うサポート対象設備は、交付申請を行ったサポート対象設備と同一の設備としてください。
※ 設備の機器等を変更される場合は、3.2交付決定後の申請内容変更に従って計画変更承認申請書を提出する必要があります。

3.2 交付決定後の申請内容変更

申請者は、交付決定を受けた交付申請の内容について、次の①②の変更を行う場合は、実績報告時に公募要領記載の様式2-7による計画変更承認申請書を当社にご提出ください。

- ① サポート対象設備の機器および台数を変更しようとするとき
- ② ①の場合のほか、当社が計画変更承認申請書の提出が必要と判断するとき

#	計画変更承認申請書の提出が必要となる場合の例
①-1	サポート対象設備の機器の変更*1 例：設備番号「AC000」の交付決定を受けた後、設備番号「AC999」に変更を行い、実績報告する場合
①-2	サポート対象設備の機器の台数変更*1 例：設備番号「CMP000」×3台導入で交付決定を受けた後、当該需要場所で「CMP999」×2台導入として実績報告する場合
②-1	商号変更等により、電気需給契約の契約名義が変更となる場合*2 例：商号変更により、電気需給契約の契約名義が、AA社からAB社に変更になる場合
②-2	共同申請者の追加または変更 例：リース会社Aを共同申請者として交付決定を受けた後、当該需要場所でリース会社Bからリースした設備を導入して実績報告する場合

*1 サポート対象設備の機器および台数の変更により、サポート金額が交付決定時の金額を上回る場合も、計画変更承認申請書を提出のうえ、実績報告することができますが、お支払いするサポート金額は交付決定時の金額となります。

*2 当社との電気需給契約の変更を行った場合に必要な手続きについては、P.36をご参照ください。

※ 交付申請内容について変更がある場合は、原則として計画変更承認申請書が必要になります。

- 当社との電気需給契約における契約名義、お客さま番号、「ビジネスTEPCO」IDが変更になった場合も計画変更承認申請書の提出をお願いします。
- なお、同一の需要場所において設備の設置場所の変更を行う場合等の軽微な変更については、計画変更を提出する必要はありません。

3. 設備導入～サポート金のお支払い

【計画変更対象外】

交付申請内容について、以下の①②の変更を行う場合は、計画変更の前後でサポート対象要件を全て満たした場合であっても、当該申請はサポート対象外となります。また、①②に記載の変更の他、当社がサポート対象外と判断する変更は認められません。

- ① サポート対象設備の設備種別を変更する場合(例：高効率空調で交付申請した需要場所にエアコンプレッサーを導入する場合)
- ② サポート対象設備を導入する需要場所を変更するとき(例：エアコンプレッサーをA社のX工場に導入予定と交付申請し、A社のY工場にエアコンプレッサーを導入する場合)

【設備変更に関する計画変更可否の事例】

交付申請時の内容	実績報告の内容	変更可否	分類	サポート金額
高効率空調A(6.2kW)×3台	高効率空調A(6.2kW)×2台	○	同一種別内の設備台数変更	交付決定時の金額、または実績報告時に算定した金額、のいずれか小さい方
高効率空調A(6.2kW)×3台	高効率空調B(7.5kW)×3台	○	同一種別内の設備番号変更	
高効率空調A×3台	エアコンプレッサーC×3台	×	設備種別の変更	なし ※ サポート対象外
高効率空調A×3台 エアコンプレッサーC×1台	高効率空調A×0台 エアコンプレッサーC×1台	○	設備種別ごとの取下げ	実績報告時に算定した金額

※ 計画変更の手続きにより交付申請内容の変更が可能ですが、当初の交付申請内容の蓋然性が認められない*1ことが発覚した場合には、発覚した時点で交付決定自体の取消を行う場合があります。交付申請は現実的な設備導入計画に基づき、可能な範囲で正確に行っていただき、やむを得ない計画変更が生じた場合のみ本手続きを行ってください。

*1 例えば、申請する需要場所の規模から考えてエアコンプレッサーは2台程度しか設置できないことが明白であるにもかかわらず、当該需要場所に対し10台のエアコンプレッサーを導入すると申請した場合等

3. 設備導入～サポート金のお支払い

3.3 電気需給契約変更時の本サービスの継続可否

交付決定後に当社との電気需給契約を締結する事業者等が変更になる場合であっても、以下の①②の条件を満たす場合は、変更後の事業者が実績報告を行うことによってサポート金を受け取ることができます。

- ① 変更の前後で当社との電気需給契約の契約上の地位が変更後の事業者等に譲渡され、変更後の事業者等に電気需給契約に基づく権利義務が移転されること
- ② 変更後の事業者が本サービスのサポート対象要件を全て満たすこと

※ ②の条件を満たしていることを確認するため、電気需給契約の契約上の地位が譲渡され、権利義務の移転を受けた事業者等には、様式2-7の移転確認申請書を提出いただけます。

※ 上記①②の条件を満たさない場合は、実績報告を行っていただくことはできませんので、申請の取下げをお願いします。

【電気需給契約変更手続きと、本サービスの継続可否】

交付申請から実績報告の間に当社との電気需給契約の変更を行う場合は、下表を参照し、電気需給契約の変更後に実績報告を行うことができるかを確認してください。

当社との電気需給契約内容の変更手続き	契約主体の変更	契約変更が生じる場合の例	本サービスの継続可否	実績報告時の追加提出書類
名義変更	無	・商号変更	○	・計画変更承認申請書
	有	・相続 ・合併 ・分割 ・事業の譲渡 ・電気需給契約を締結している建物の売却	○	・計画変更承認申請書 ・移転確認申請書
種別変更	無	・契約メニューの変更*1	○	・計画変更承認申請書
廃止/解約/撤去	有	・他社契約への切り替え ・建物の撤去	×	-

*1 対象メニューから対象外メニューに変更を行った場合は、②の条件を満たさないことになるため、実績報告を行っていただくことはできません。サポート対象メニューの詳細については、P.9-11をご参照ください。

※ アカウント作成時に当社との電気需給契約内容の変更が予想される場合は、登録予定の需要場所と変更が予想される需要場所の申請を同一アカウントではなく、各々別のアカウントで申請いただきますようお願いいたします。1つのアカウントで複数の需要場所に対して交付申請を行い、一部について電気需給契約の変更が行われた場合は、申請システムの対応および実績報告の審査に時間を要する場合がございます。

3. 設備導入～サポート金のお支払い

3.4 交付決定によって生じる権利の譲渡の禁止

申請者は、交付決定によって生じる権利の全部、または一部を当社の承諾を得ずに第三者に譲渡する、または移転してはならない。

3.5 実績報告およびサポート金額の確定

【サポート対象設備導入の完了】

- サポート対象設備の据付または試運転の調整完了をもって、サポート対象設備導入の完了とします。
- 申請者は、2024年2月29日までにサポート対象設備の導入を完了させていただきます。

【実績報告】

- 実績報告期間は、2023年10月2日～2024年2月29日
- 交付申請した需要場所において、全てのサポート対象設備の導入が完了した日から起算して60日以内または2024年2月29日のいずれか早い日までに、実績報告を行ってください。
※ サポート対象設備の導入が完了した日から起算して60日目までが2023年10月2日より前である場合は、10月13日までに実績報告を行ってください。
- 実績報告は、交付申請ごとに行う必要があります。
- サポート対象設備の据付または試運転調整後、実績報告期間である2024年2月29日までに、P.39に記載する実績報告時の提出書類をご提出ください。
※ 実績報告時の提出書類には施工事業者にご準備いただく書類がございますので、施工事業者が書類作成する期間を考慮し早期に書類作成の依頼・準備を行ってください。
※ 設備導入が2024年2月29日までに終わらなかった場合は実績報告は認められないため、サポート金のお支払い対象外となります。
※ 公募要領の公表日前にサポート対象設備の設備発注を行っている場合は、実績報告することができません。

【サポート金額の確定】

- 当社は、実績報告時の提出書類を受理次第、当該書類の審査および必要に応じて現地調査等を行います。
- 実績報告内容がサポート金のお支払い条件に適合する場合に、交付すべきサポート金額を決定します。
- 実績報告審査が完了次第、サポート金額が決定した申請者に対して、申請システムおよびメールにて通知を行い、「ビジネスTEPCO」上に「TEPCOカーボンニュートラルサポート サポート金の確定およびお支払いのお知らせ」を交付します。

3. 設備導入～サポート金のお支払い

▶ 実績報告時の入力項目(設備番号/設置形態ごとに入力)

※ #1～9の入力項目については、交付申請時の内容が自動入力されます。交付申請の内容から変更を行った項目がある場合には、変更後の内容をご入力ください。

○：必須項目 △：対象者のみ -：不要

#	入力項目名	入力内容	電気式 高効率 空調	エアコン プレッ サー	太陽光 発電 設備
1	導入設備の設備番号	導入設備のメーカー・型番情報を基準に、「サポート対象機器一覧」から設備番号を検索し、ご入力ください。	○	○	-
2	導入台数(台)	設備の導入台数をご入力ください。	○	○	-
3	設置形態	陸屋根設置、ソーラーカーポートの設置、野立て設置、塩害地区での設置のいずれかをご入力ください。	-	-	○
4	太陽光パネルメーカー名	メーカー名をプルダウンリストから選択ください。(該当メーカーがリストにない場合は「その他」をご選択の上、メーカー名をご入力ください)	-	-	○
5	太陽光パネルの枚数(枚)	設置した太陽光パネルの枚数をご入力ください。	-	-	○
6	太陽光パネル1枚あたりの出力(kW/枚)	設置した太陽光パネル1枚あたりの出力をご入力ください。	-	-	○
7	太陽光発電設備パワーコンディショナ(PCS)メーカー名	メーカー名をプルダウンリストから選択ください。(該当メーカーがリストにない場合は「その他」をご選択の上、メーカー名をご入力ください)	-	-	○
8	太陽光発電設備パワーコンディショナ(PCS)の台数(台)	設置したパワーコンディショナ(PCS)の台数をご入力ください。	-	-	○
9	太陽光発電設備パワーコンディショナ(PCS)1台あたりの出力(kW/台)	設置したパワーコンディショナ(PCS) 1台あたりの出力をご入力ください。	-	-	○
10	サポート金振込口座	サポート金振込用の口座をご指定ください。 ※ 振込口座の指定方法は、P.40をご参照ください。	○	○	○

3. 設備導入～サポート金のお支払い

3.6 実績報告時の提出書類一覧

※ 各種様式の詳細は「4. 提出書類」をご参照ください。 ○：必須項目 △：対象者のみ -：不要

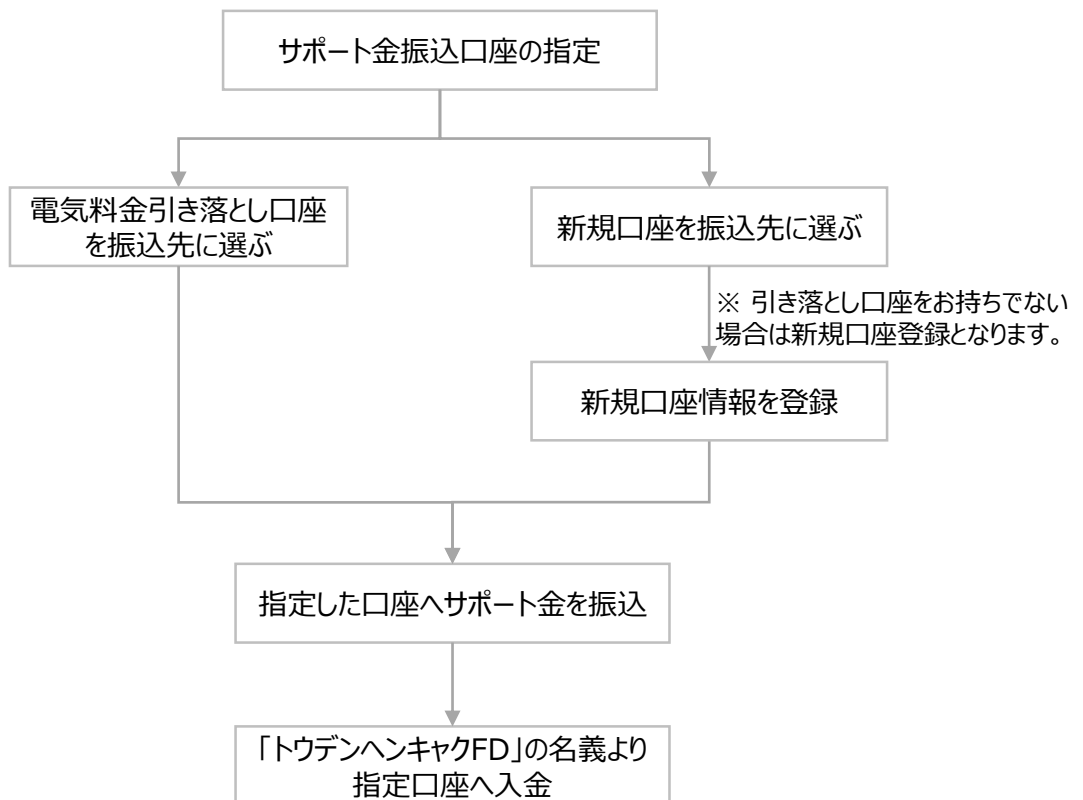
書類番号	書類名称	補足説明	電気式 高効率 空調	エアコン プレー サー	太陽光 発電 設備	指定 様式 有無	提出 単位
2-1	工事請負契約書および付随書類	対象設備の設置工事を行った施工事業者と締結した工事請負契約書をご提出ください。(写)	○	○	○	無	設備種別
2-2	設備設置後の図面および付随書類	図面から設置形態(陸屋根設置/ソーラーカーポートの設置/野立て設置/塩害地区での設置)、パネルの配置方法を確認できるようにご記載ください。	-	-	○	無	設置形態
2-3	設置完了届	P.37に記載の設備導入完了期限内に、対象設備の据付または試運転調整を行ったことを施工事業者が保証する書類を提出ください。	○	○	○	有 (様式 2-3)	設備種別
2-4	更新後設備の写真	設備を導入したことがわかる写真をご提出ください。	○	○	-	有 (様式 2-4)	設備種別
2-5	導入後設備の写真(設置形態を含む)	申請通りの設置形態で設置されたことがわかる写真をご提出ください。	-	-	○	有 (様式 2-5)	設置形態
2-6	導入場所の位置情報	塩害地区での設置または野立て設置の場合は、導入場所の位置情報がわかる証憑をご提出ください。 ※ 詳細はP.48をご参照ください	-	-	△	無	設置形態
2-7	計画変更承認申請書	交付申請時点から計画変更がある場合、需要場所ごとにご提出ください。該当ケースはP.34-35をご参照ください。	△	△	△	有 (様式 2-7)	需要場所
2-8	移転確認申請書	交付決定によって生じる権利義務の移転を受けた場合は提出が必要になります。該当ケースはP.36をご参照ください。	△	△	△	有 (様式 2-8)	需要場所
2-9	共同申請者と締結した契約書	共同申請者と締結したリース・ESCO・エネルギーサービス・PPA等の契約書をご提出ください。(写)	△	△	△	無	設備種別
2-10	電気需給契約書	オフサイトPPAモデルの場合、実績報告時に設備の設置場所において当社と締結している電気需給契約書をご提出ください。	-	-	△	無	設置形態
2-11	接続供給兼基本契約申込書	自己託送の場合、接続供給兼基本契約申込書をご提出ください。	-	-	△	無	設置形態

3. 設備導入～サポート金のお支払い

➤ 実績報告時におけるサポート金振込口座の指定方法

- 電気需給契約において口座引き落としで電気料金を支払う申請者は、サポート金の振込口座を電気料金の引き落とし口座にできます。
※ 新規口座への振込をご選択いただくこともできます。
※ 詳細は「サポート金振込口座指定の流れ」をご参照ください。
- 引き落とし口座をお持ちでない場合は、新規にご登録いただいた口座にサポート金のお振込をいたします。
- サポート金は「トウデンヘンキャクFD」の名義で、指定口座へ振り込みます。

【サポート金振込口座指定の流れ】



3. 設備導入～サポート金のお支払い

3.7 サポート金のお支払い

- 当社は実績報告の審査を行い、交付すべきサポート金額を確定した後に、サポート金をお支払うものとしします。
- 交付すべきサポート金額が確定した際、申請システムおよびメールで通知のうえ、「ビジネスTEPCO」上で「TEPCOカーボンニュートラルサポート サポート金の確定およびお支払いのお知らせ」の交付を行います。
- サポート金は、申請単位でお支払いします。
- サポート金は、サポート金支払確定通知の交付を行った月の翌々月末までにお支払いします。
※ サポート金のお支払いは、実績報告時にご指定された振込口座へ入金します。

3.8 導入設備の継続利用期間

- サポート金のお支払いを受けた申請者は、特段の事情がない限りサポート対象設備を3年以上継続して利用していただきます。
- 当社はサポート金のお支払いを受けた申請者に対して、サポート対象設備を継続利用期間を継続して利用しているかを確認させていただくことがあります。

3.9 導入設備の管理等

- 法人税法等法令に従いサポート金のお支払いを受けた申請者は、設備の導入および利用にかかる書類を取引について記帳した帳簿を保存する必要があります。
- 交付申請や実績報告において提出した書類の原本は上記に記載の導入設備の継続利用期間、または法人税法等の法令に従い当該書類および帳簿の保存期間のいずれか長い方の期間にわたり保存する必要があります。
- 当社は上記において保存する書類および帳簿について閲覧を求めることができます。

3. 設備導入～サポート金のお支払い

3.10 交付決定の取消し

- ① 当社は、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、サポート金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができます。
 - 申請者が、サポート利用規約、公募要領、法令またはこれらに基づく当社の処分、指示に違反した場合
 - 申請者が、本サービスに関して不正、証憑の偽造、その他不適当な行為をした場合
 - その他交付の決定後に生じた事情の変更により、本サービスの全部または一部を継続する必要がなくなった場合
 - 当社がサポート対象外と判断する場合
- ② ①の規定は、サポート金額の確定後においても適用されるものとします。
- ③ 本サービスは、①の規定による取消しまたは変更をしたときは、速やかに申請者に通知するものとします。

3.11 サポート金の返還

- ① サポート金のお支払い後に、導入設備の管理や継続利用期間等の要件等を満たしていないことから、サポート対象外となることが発覚し、当社がサポート金の全部または一部の返還を請求したときは、当社指定の期日までに返還していただきます。
- ② 当社は、①の規定に基づくサポート金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに申請者へ当社の指定する方法で通知します。
 - 返還すべきサポート金額
 - 延滞金に関する事項(3.12 サポート金の返還時の延滞金をご参照ください)
 - 返還期日

3.12 サポート金の返還時の延滞金

サポート金の返還の規定により、当社は申請者に対して返還すべきサポート金を当社が通知した期日までに返還しなかった場合は、当該期日の翌日から返還の日までの日数に応じて未払いの返還金に年利10%の割合で計算した延滞金を徴求します。

4. 提出書類

4.提出書類の作成例

4.1 導入予定設備の見積書および付随書類

書類番号：1-1

設備種別：電気式高効率空調/エアコンプレッサー

- 申請者は型番(電気式高効率空調の場合は室外機の型番)、導入台数が記載された見積書(写)および付随書類を提出いただけます。
- 本書類は、設備種別ごとに提出いただけます。同一の需要場所で複数の設備種別の導入を行う場合は、ファイルを分けてご提出ください。
- 見積書上で型番や導入台数が読み取れない場合は、付随書類(導入設備の型番や台数がわかるもの)を併せてご提出ください。
※ 電気式高効率空調において、見積書にセット型番(室内機・室外機のセット型番、複数室外機を組み合わせたセット型番)のみが記載されている場合には、室外機単体の型番がわかる付随書類をご提出ください。
※ 付随書類を提出される場合は、見積書と同一のファイルでご提出ください。
- 見積書の金額は黒塗りの表記でも可とします。

【書類作成時の注意点】

記入日： 年 月 日

見積書

株式会社△△ 御中

件名：電動式パッケージエアコンの導入

株式会社〇〇
営業部
x x x x

合計：4,370,000 円

納期：2023年〇月〇日
受渡条件：試運転完了後
お支払い条件：検収翌月末までに現金支払
見積有効期限：2023年〇月〇日
納入現場名：設置場所名称・住所等

項目	品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
設備費						
	【製品名】●●社〇〇シリーズ	N-ECO2016-KT				
	室外機	RSLIM40	2	台	500,000	1,000,000
	室内機 4方向天井カセット形					
	パネル1 パネル Type1					
	パネル2 パネル Type2	LX-IBS88-I	5	個	30,000	150,000
	リモコン ネオ・ホワイトア	KT-LX-WT	10	個	30,000	300,000
	小計					3,600,000
部材費						
	配線材・接続材		1	式	50,000	50,000
	壁面取り付けブラケット	CCJ-023型	20	式	1,000	20,000
	小計					70,000
工事費						
	設置費		1	式	500,000	500,000
	撤去費		1	式	300,000	300,000
	値引き		-	-	-100,000	-100,000
	小計					700,000
	総計					4,370,000

対象設備の型番・台数が読み取れる見積書をご提出ください

4.提出書類の作成例

4.2 更新前設備の写真

書類番号：1-2

設備種別：電気式高効率空調/エアコンプレッサー

以下の2点を含めて「書類番号1-2 (様式1-2)更新前設備の写真」を作成のうえご提出ください。

- ① 更新前設備が写っていることが読み取れる写真を提出いただきます。
※ 更新前設備が複数ある場合、いずれか1つの写真のみご提出いただければ結構です。
※ 電気式高効率空調の場合は、室外機の写真のみご提出ください。
- ② 設備種別ごとに提出いただきます。
※ 同一の需要場所で複数の設備種別を申請する場合はファイルを分けてご作成ください。

【書類作成時の注意点】

様式1-2	記入日： 2023年 8月 1日
更新前設備の写真	
<申請者情報>	
申請者名(契約名義)	〇〇〇社
お客さま番号	*****
供給地点特定番号	*****
<更新前設備の写真>	
※設備種別ごとにファイルを分けてご記入ください。	
設備種別 ※選択してください	電気式高効率空調
※写真に更新前設備以外も含まれる場合は、更新前設備を赤枠などで図示してください。	
更新前設備の写真	
	
写真に更新前設備以外も含まれる場合は、更新前設備を赤枠などで図示すること	

4.提出書類の作成例

4.3 導入予定設備の図面および付随書類

書類番号：1-3

設備種別：太陽光発電設備

- 導入予定設備の設置形態、導入予定場所の住所、敷地内における機器の配置、太陽光パネルの枚数、太陽光パネル1枚あたりの出力(kW/枚)、パワーコンディショナ(PCS)の台数、パワーコンディショナ(PCS)1台あたりの出力(kW/台)等が読み取れる図面(機器配置図等)および付随書類をご提出ください。
- 図面から読み取れない情報がある場合には、当該情報が読み取れる付随書類をご提出ください。
※ 付随書類を提出される場合は、すべて同一のファイルでご提出ください。

【陸屋根設置】

以下の内容が読み取れる図面および付随書類を提出いただきます。

- 太陽光発電システムの接地面が、陸屋根(ほぼ傾斜のない平面な屋根)であること
- 導入予定場所の住所
- 敷地内の屋根における機器の配置
- 太陽光パネルの枚数、太陽光パネル1枚あたりの出力(kW/枚)
- パワーコンディショナ(PCS)の台数、パワーコンディショナ(PCS)1台あたりの出力(kW/台)

【ソーラーカーポートの設置】

以下の内容が読み取れる図面および付随書類を提出いただきます。

- ソーラーカーポート(太陽光発電搭載型カーポートまたは太陽光発電一体型カーポート)の設置であること
- 導入予定場所の住所
- 敷地内における機器の配置
- 太陽光パネルの枚数、太陽光パネル1枚あたりの出力(kW/枚)
- パワーコンディショナ(PCS)の台数、パワーコンディショナ(PCS)1台あたりの出力(kW/台)

【野立て設置】

以下の内容が読み取れる図面および付随書類を提出いただきます。

- 太陽光発電システムの接地面が地面であること
- 導入予定場所の住所
- 敷地内における機器の配置
- 太陽光パネルの枚数、太陽光パネル1枚あたりの出力(kW/枚)
- パワーコンディショナ(PCS)の台数、パワーコンディショナ(PCS)1台あたりの出力(kW/台)

【塩害地区での設置】

以下の内容が読み取れる図面および付随書類を提出いただきます。

- 導入予定場所の住所
- 敷地内における機器の配置
- 太陽光パネルの枚数、太陽光パネル1枚あたりの出力(kW/枚)
- パワーコンディショナ(PCS)の台数、パワーコンディショナ(PCS)1台あたりの出力(kW/台)

4.提出書類の作成例

4.4 導入予定場所の写真

書類番号：1-4

設備種別：太陽光発電設備

導入予定設備の設置形態が読み取れるように導入予定場所の写真を撮影いただき、「書類番号1-4 (様式1-4)導入予定場所の写真」を作成のうえご提出ください。

【書類作成時の注意点】

様式1-4

記入日： 2023年 8月 1日

導入予定場所の写真

<申請者情報>

申請者名(契約名義)	〇〇〇社
お客さま番号	*****
供給地点特定番号	*****

<設置形態>

※同一需要場所に複数の設置形態の申請がある場合は、本シートをコピーの上、シートを分けてご記入ください。

設置形態 ※選択してください	陸屋根設置
----------------	-------



写真にサポート対象設備の導入予定場所以外の場所も含まれる場合は、対象設備の導入予定場所を赤枠などで図示すること

4.提出書類の作成例

4.4 導入予定場所の写真

書類番号：1-4

設備種別：太陽光発電設備

※ 以下は設置形態ごとの写真の例です。

【陸屋根設置】



【ソーラーカーポートの設置】



【野立て設置】



【塩害地区での設置】



※ 更新の場合は更新前の既存設備を導入予定場所の写真に含めて提出いただきます。

※ 増設の場合は継続使用する既存設備(一部でも可)を導入予定場所の写真に含めて提出いただきます。

4.提出書類の作成例

4.5

導入予定場所の位置情報

書類番号：1-5

設備種別：太陽光発電設備(塩害地区への設置、野立て設置)

- 設置形態が塩害地区への設置の場合は、下図の①～⑥を満たした、対象設備の敷地範囲と海岸線の最短距離が1km以内であることがわかる証憑(国土地理院地図)を提出いただけます。
- 設置形態が野立て設置の場合は下図の①③⑥を満たした証憑(国土地理院地図)を提出いただけます。
※ 証憑作成の詳細な手順は6月26日に公表予定の「申請の手引き」に記載します。
【書類作成時の注意点】



4.提出書類の作成例

4.6 共同申請書(電気式高効率空調/エアコンプレッサー)

書類番号：1-6

設備種別：電気式高効率空調/エアコンプレッサー

- 設備利用開始時に対象設備の所有権を申請者が有さないスキームで対象設備を導入する場合、交付申請時に共同申請を行う必要があります。(P.28を参照)
- 対象設備が電気式高効率空調またはエアコンプレッサーの場合、共同申請者に「書類番号1-6(様式1-6(電気式高効率空調/エアコンプレッサー)) 共同申請書(電気式高効率空調/エアコンプレッサー)」を作成いただいた上で、申請者からご提出ください。
- 共同申請書は設備種別(電気式高効率空調/エアコンプレッサー)ごとに提出いただきます。複数の設備種別で共同申請を行う場合は、設備種別ごとに共同申請書を作成してください。

【書類作成時の注意点】

様式1-6 (電気式高効率空調) 記入日： 2023年 8月 1日
東京電力エナジーパートナー株式会社

共同申請書(電気式高効率空調)

TEPCOカーボニュートラルサポートサービス利用規約6の(9)に定める共同申請を行うにあたり、同利用規約6の(10)の規定に基づき、共同申請を下記のとおり申請します。

記

<申請者情報>	
申請者名(契約名義)	〇〇〇社
お客さま番号	*****
供給地点特定番号	*****

<共同申請者情報>	
共同申請者名	△△△社
共同申請者の連絡先	
担当者名	△△ △△
住所	東京都△△区△△-△△
電話番号	*****-*****
メールアドレス	*****@*****

<サポート対象設備>					
※入力枠が足りない場合は、本シートをコピーの上、シートを分けてご記入ください。					
No.	設備番号	メーカー ※自動入力	製品名 ※自動入力	型番 ※自動入力	導入台数
1	AC001	ダイキン工業株式会社	FIVE ★ZEAS	RSRP40BYV	1
2	AC002	ダイキン工業株式会社	FIVE ★ZEAS	RSRP40BYT	1
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

<共同申請時の同意事項>
本サービスの運用にあたり、当社は共同申請者として以下の項目に同意します。
1 申請者が共同申請者と結ぶサポート対象設備に関する契約書を、申請者から東京電力エナジーパートナーに証拠として提出すること
2 TEPCOカーボニュートラルサポートのサービス利用規約に記載するすべての内容
3 TEPCOカーボニュートラルサポートの公募要領に記載するすべての内容
 上記の事項に同意します。(チェックを入れてください)

<スキーム分類>
※公募要領P12-15の例を参考に、申請者・共同申請者間で構築するスキームが当てはまるものを選択してください。当てはまるスキームがない場合は「その他」を選択してください。

スキーム分類	ESCO
--------	------

<スキーム概要>
※申請者と共同申請者と締結する予定の契約内容について記載ください。
※契約形態(リース、ESCO等)、申請者への将来的な所有権の移転可能性がわかるようにご記載ください。
△△社がESCO事業者として、顧客である〇〇社とシェアード・セービング契約を締結する予定。契約期間は5年を予定。
△△社が資金調達を行い、対象設備である電気式高効率空調を〇〇社〇〇オフィスへ導入する。△△社が対象設備の所有権を有し、運転・メンテナンス・省エネ効果計測を行う。
〇〇社は省エネ効果に応じたサービス料を△△社へ支払う。
契約期間満了後の対象設備の所有権の所在は、契約期間満了時に△△社・〇〇社間で協議し決定する。

以上



共同申請者の押印がない場合は書類として認められません

当該共同申請者により導入する設備の設備番号を全て記入してください
※ メーカー・製品名・型番は設備番号に応じて自動入力されるため、入力不要です

共同申請者がサービス利用規約・公募要領の内容に同意する必要がありますので、予め当該資料を共同申請者へ共有ください

締結予定の契約内容、将来的な対象設備の所有権の移転可能性がわかるようにスキーム概要をご記載ください

4.提出書類の作成例


4.6 共同申請書(太陽光発電設備)

書類番号：1-6

設備種別：太陽光発電設備

- 設備利用開始時に対象設備の所有権を申請者が有さないスキームで対象設備を導入する場合、交付申請時に共同申請を行う必要があります。(P.28を参照)
- 対象設備が太陽光発電設備の場合、共同申請者に「書類番号1-6 (様式1-6(太陽光発電設備))共同申請書(太陽光発電設備)」を作成いただいた上で、申請者からご提出ください。
- 共同申請書は設備種別(太陽光発電設備)ごとに提出いただきます。複数の設置形態(陸屋根設置/ソーラーカーポートの設置/野立て設置/塩害地区での設置)で共同申請を行う場合は、設置形態ごとに共同申請書を作成してください。

【書類作成時の注意点】

様式1-6 (太陽光発電設備)		記入日： 2023年 8月 1日		
東京電力エナジーパートナー株式会社宛				
共同申請書(太陽光発電設備)				
TEPCOカーボンニュートラルサポートサービス利用規約6の(9)に定める共同申請を行うにあたり、同利用規約6の(10)の規定に基づき、共同申請を下記のとおり申請します。				
記				
<申請者情報>				
申請者名(契約名義)	〇〇〇社	共同申請者の捺印がない場合は書類として認められません		
お客さま番号	*****			
供給地点特定番号	*****			
<共同申請者情報>				
共同申請者名	△△△社	共同申請者押印欄 		
共同申請者の連絡先				
担当者名	△△ △△			
住所	東京都△△区△-△-△			
電話番号	****-****-****			
メールアドレス	*****@*****			
<サポート対象設備情報>				
※同一需要場所に複数の設置形態の申請がある場合は、本シートをコピーの上、シートを分けてご記入ください。				
設置形態 ※選択してください	陸屋根設置	当該共同申請者により導入する太陽光パネルの情報を記入してください		
※入力枠が足りない場合は、本シートをコピーの上、シートを分けてご記入ください				
No.	太陽光パネルメーカー名	太陽光パネルの枚数(枚)	太陽光パネル1枚当たりの出力(kW/枚)	太陽光パネル総出力(kW) ※自動入力
1	□□社	18	0.234	4.212
2	△△社	17	0.347	5.899
3				0
4				0
5				0
太陽光パネル出力合計(kW)(小数点第2位を切り上げ) ※自動入力				10.2

4.提出書類の作成例

4.6 共同申請書(太陽光発電設備)

書類番号：1-6

設備種別：太陽光発電設備

【書類作成時の注意点(続き)】

当該共同申請者により導入するPCSの情報を記入してください

No.	PCSメーカー名	PCSの台数(台)	PCS1台当たりの出力(kW/台)	PCS総出力(kW) ※自動入力
1	■■社	1	20	20
2	■■社	1	50	50
3				0
4				0
5				0
PCS出力合計(kW) ※自動入力				0

<共同申請時の同意事項>

本サービスの適用にあたり、当社は共同申請者として以下の項目に同意します。

- 1 申請者が共同申請者と結ぶサポート対象設備に関する契約書を、申請者から東京電力エナジーパートナーに証拠として提出すること
- 2 TEPCOカーボンニュートラルサポートのサービス利用規約に記載するすべての内容に同意すること
- 3 TEPCOカーボンニュートラルサポートの公募要領に記載するすべての内容に同意すること

共同申請者がサービス利用規約・公募要領の内容に同意する必要がありますので、予め当該資料を共同申請者へ共有ください

上記の事項に同意します。(チェックを入れてください)

<スキーム分類>

※公募要領P12-15の例を参考に、申請者・共同申請者間で構築するスキームが当てはまるものを選択してください。

※当てはまるスキームがない場合は「その他」を選択してください。

スキーム分類

※選択してください

オフサイトPPA

<スキーム概要>

※申請者と共同申請者で締結する予定の契約内容についてご記載ください。

※契約形態(リース、ESCO等)、申請者への将来的な所有権の移転可能性がわかるようにご記載ください。

△△社がPPA事業者として、顧客である〇〇社と電力販売契約を締結し、〇〇社〇〇工場へ電力供給を行う予定。契約期間は15年を予定。

△△社が自社保有の太陽光発電設備(対象設備)を〇〇社〇〇工場の敷地内に設置し、電力供給を行う。

契約期間満了後の対象設備の所有権の所在は、契約期間満了時に△△社へ移転する。

締結予定の契約内容、将来的な対象設備の所有権の移転可能性がわかるようにスキーム概要をご記載ください

以上

4.提出書類の作成例

4.7 手続代行依頼書

書類番号：1-7

設備種別：すべて

- 本サービスにおけるアカウント作成・交付申請・実績報告の手続き等を、申請者以外の者に依頼する場合、手続代行者は「書類番号1-7 (様式1-7)手続代行依頼書」を提出する必要があります。(P.27参照)
- 申請者にて手続代行依頼書を作成の上、手続代行者へ書類をご送付ください。
- 手続代行依頼書は1アカウントごとに作成してください。

【書類作成時の注意点】

様式1-7	記入日： 2023年 8月 1日
手続代行依頼書	
当社は、下記の者にTEPCOカーボンニュートラルサポートにおける申請手続代行業を依頼します。	
記	
<依頼先(手続代行者)情報>	
手続代行者名*1	△△△社
住所	東京都△△区△-△-△
電話番号	**_****_****
*1：法人の場合は法人名、個人(個人事業主含む)の場合は個人名をご記入ください。	
<申請者情報>	
申請者名(契約名義)	〇〇〇社
住所	神奈川県〇〇市〇-〇-〇
電話番号	**_****_****
<申請者の同意事項>	
手続代行にあたり、当社は以下の内容に同意します。	
・当社はTEPCOカーボンニュートラルサポートサービス利用規約、申請システム利用規約、公募要領、法令、その他東京電力エナジーパートナー株式会社の指示等に従うことについて、同意のうえ手続代行業を依頼します。	
<input checked="" type="checkbox"/> 上記の事項に同意します。(チェックを入れてください)	
<申請者押印欄>	
押印欄	
以上	

申請者は予めサービス利用規約・公募要領に記載の内容を全て理解の上、同意事項にチェックいただきます

4.提出書類の作成例

4.8 工事請負契約書および付随書類

書類番号：2-1

設備種別：すべて

- ・ サポート対象設備を設置した施工事業者との工事請負契約書および付随書類を提出いただきます。
- ・ 本書類は施工事業者ごとに提出いただきます。
- ・ 工事請負契約書を交わしていない場合は、注文書・請書等を代替書類として提出いただくことも可能です。

【書類作成例と注意点】

- ① 空調・エアコンプレッサーの場合は、型番(空調であれば室外機の型番)と導入台数が記載されていること
 ※ 工事請負契約書上で型番・導入台数が読み取れない場合には、付随書類(導入設備の型番や台数がわかる発注書等)も併せてご提出ください。(付随書類は、本書類と同一のファイルとしてください)
- ② 契約日が記載されていること
 ※ 工事請負契約日が公募要領の公表日後であれば、設備発注日も公募要領の公表日後であるとみなします。
 ※ 工事請負契約日が公募要領の公表日前である場合には、設備発注日が公募要領の公表日後であることがわかる付随書類(発注書等)も併せてご提出ください。(付随書類は、本書類と同一のファイルとしてください)
- ③ 工事を行う場所の住所等が記載されていること。
- ④ 金額欄は黒塗りでも可とします。

【書類作成時の注意点】

工事請負契約書

発注者	フリガナ	契約日	令和○年○月○日
住所	〒□□□-□□□□	発注者	
TEL	() ()	上記代理人	
携帯電話	() ()		

工事名	③ 施工場所	品名・名称	型番	単位	数量	単価	金額
電動式パナソニックエアコンの	東京都○区○-○	【製品名】●●社○○シリーズ	N-ECO2016-KT				
		① 室外機	BSI1M40	台	2	500,000	1,000,000
		室内機 4方向天井カセット形	NEW-1500VH	台	10	200,000	2,000,000
		パネル1 パネル Type1	NEW-1500VH	個	5	30,000	150,000
		パネル2 パネル Type2	LX-1BS88-I	個	5	30,000	150,000
		リモコン ネオ・ホワイトア	KT-LX-WT	個	10	30,000	300,000
					合計		3,600,000

② 契約日	お支払い条件	備考
○年 ○月 ○日	現金・振込・クレジット	
施工予定	支払日(入金日)	
○年 ○月 ○日から ○年 ○月 ○日まで	一括払 工事完了後 一週間以内 クレジット 工事完了後 年 月 日 から 回払	

4.提出書類の作成例

4.9

設備設置後の図面および付随書類

書類番号：2-2

設備種別：太陽光発電設備

- 「4.3導入予定設備の図面および付随書類」(P.46)と同様に、導入予定設備の設置形態、太陽光パネルの枚数、太陽光パネル1枚あたりの出力(kW/枚)、パワーコンディショナ(PCS)の台数、パワーコンディショナ(PCS)1台あたりの出力(kW/台)等が読み取れる図面および付随書類をご提出ください。
- 図面から読み取れない情報がある場合には、当該情報が読み取れる付随書類をご提出ください。
 - ※ 付随書類を提出される場合は、見積書と同一のファイルでご提出ください。
 - ※ 設置形態ごとの図面に求める条件は、「4.3導入予定設備の図面および付随書類」(P.46)に記載の内容と同様とします。

4.提出書類の作成例

4.10 設置完了届(電気式高効率空調・エアコンプレッサー)

書類番号：2-3

設備種別：電気式高効率空調/エアコンプレッサー

- サポート対象設備が電気式高効率空調またはエアコンプレッサーである場合には、実績報告時に「書類番号2-3 (様式2-3 (電気式高効率空調/エアコンプレッサー))設置完了届(電気式高効率空調/エアコンプレッサー)」をご提出ください。
- 本書類は施工事業者ごとに提出いただきます。
※ 複数の施工事業者により施工を行った場合はシートを分けてご記入ください。
- 申請者は予め施工業者に設置完了届の作成を依頼し、設備導入完了後に施工業者から設置完了届を受領の上、実績報告時にご提出ください。
- 施工業者による設置完了届の作成が難しい場合には、型番(電気式高効率空調の場合は室外機の型番)が記載された出荷証明書、保証書、試運転報告書等を代替書類として提出することも可とします。

【書類作成時の注意点】

様式2-3 (電気式高効率空調) 記入日： 2024年 1月 31日
東京電力エナジーパートナー株式会社

設置完了届(電気式高効率空調)

申請ID AXXXXXの交付申請内容について、1. PCOカーボンニュートラルサポートサービス利用規約1.2の(1)の規定に基づき、対象設備の設置完了について下記のとおり報告いたします。

記

申請IDをご記入ください*1

<申請者情報>

申請者名(契約名義)	〇〇〇社
お客さま番号	*****
供給地点特定番号	*****
申請ID	A*****

<施工場所情報>

施工場所住所	東京都〇区〇-〇-〇
--------	------------

<施工事業者情報>

施工事業者名	△△△社
施工事業者の連絡先	
担当者名	△△ △△
住所	東京都△△区△△-△△
電話番号	***_****_****
メールアドレス	*****@*****

<サポート対象設備>

※施工事業者情報欄に記載した業者によって設置工事を行った設備を記載してください。
※入力枠が足りない場合は、本シートをコピーの上、シートを分けてご記入ください。

No.	設備番号	メーカー ※自動入力	製品名 ※自動入力	型番 ※自動入力	導入台数
1	AC001	タイケン工業株式会社	FIVE★ZEAS	RSRP40BYW	1
2	AC002	タイケン工業株式会社	FIVE★ZEAS	RSRP40BYT	2
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

<設備導入完了日>

※試運転を行っていない場合には、据付完了日のみご記入ください。
※サポート対象設備ごとに設備導入完了日が異なる場合は、最も遅い日をご記入ください。

据付完了日	2023年12月1日
試運転完了日	2023年12月1日

当該施工事業者により導入する設備の設備番号・製造番号を全て記入してください
※ メーカー・製品名・型番は設備番号に応じて自動入力されるため、入力不要です

施工事業者の押印がない場合は書類として認められません

*1 申請IDとは、交付申請時に自動的に発番されるIDであり、マイページにてご確認できます。次ページ以降同様です。



4.提出書類の作成例

4.10 設置完了届(太陽光設備)

書類番号：2-3

設備種別：太陽光発電設備

- サポート対象設備が太陽光発電設備である場合には、実績報告時に「書類番号2-3 (様式2-3 (太陽光発電設備))設置完了届(太陽光発電設備)」をご提出ください。
- 本書類は施工事業者ごと、設置形態ごとに提出いただきます。
※ 同一の施工事業者により複数の設置形態の設置を行った場合はシートを分けてご記入ください。
- 申請者は予め施工事業者に設置完了届の作成を依頼し、設備導入完了後に施工事業者から設置完了届を受領の上、実績報告時にご提出ください。
- 施工事業者による設置完了届の作成が難しい場合には、以下の代替書類の提出も可とします。
 - 太陽光パネルの総出力が10kW以上の場合：使用前自己確認結果届出書
※ 設置する地域の産業保安監督部に提出後、確認済として返却されたもの(写)をご提出ください。
※ 産業保安監督部から使用前自己確認結果届出書の返却が間に合わない場合は、実績報告時に産業保安監督部へ提出したものと同一書類をご提出ください。
 - 太陽光パネルの総出力が10kW未満の場合：太陽光パネルの枚数・PCSの台数がわかる保証書等

※ 書類作成時の注意点は次ページをご参照ください

4.提出書類の作成例

4.10

設置完了届(太陽光設備)

書類番号 : 2-3

設備種別 : 太陽光発電設備

【書類作成時の注意点】

様式2-3 (太陽光発電設備) 記入日: 2024年 1月 31日
東京電力エナジーパートナー株式会社宛

設置完了届(太陽光発電設備)

申請ID AXXXXXの交付申請内容について、TEPCOカーボンニュートラルサポートサービス利用規約120(1)の規定に基づき、対象設備の設置完了について下記のとおり報告します。

申請IDをご記入ください。 記

<申請者情報>

申請者名(契約名義)	〇〇〇社
お客さま番号	*****
供給地点特定番号	*****
申請ID	A*****

<施工場所情報>

施工場所住所	東京都〇区〇-〇-〇
--------	------------

<施工事業者情報>

施工事業者名	△△△社
施工事業者の連絡先	
担当者名	△△ △△
住所	東京都△△区△△-△-△
電話番号	***.***.***
メールアドレス	*****@*****

<サポート対象設備>

※施工事業者情報欄に記載した業者によって設置工事を行った設備を記載してください。
※同一の施工事業者により複数の設置形態の設置を行った場合は、本シートをコピーの上、シートを分けてご記入ください。

設置形態	陸屋根設置
※選択してください	

当該施工事業者により導入した太陽光パネルの情報を記入してください

※入力枠が足りない場合は、本シートをコピーの上、シートを分けてご記入ください。

No.	太陽光パネルメーカー名	太陽光パネルの枚数(枚)	太陽光パネル1枚当たりの出力(kW/枚)	太陽光パネル総出力(kW)
1	□□社	17	0.257	4.369
2	◇◇社	30	0.412	12.360
3				0
4				0
5				0
太陽光パネル出力合計(kW)(小数点第2位を切り上げ) ※自動入力				16.8

当該施工事業者により導入したPCSの情報を記入してください

No.	PCSメーカー名	PCSの台数(台)	PCS1台当たりの出力(kW/台)	PCS総出力(kW) ※自動入力
1	■ ■社	1	20	20
2	■ ■社	1	50	50
3				0
4				0
5				0
PCS出力合計(kW) ※自動入力				70

<設備導入完了日>

※試運転を行っていない場合には、据付完了日のみご記入ください。
※サポート対象設備ごとに設備導入完了日が異なる場合は、最も遅い日をご記入ください。

据付完了日	2023年12月1日
試運転完了日	2023年12月1日

<施工事業者押印欄>

上記の申告内容に間違いがないことを確認しました。

押印欄	
-----	--

施工事業者の押印がない場合は書類として認められません

以上

4.提出書類の作成例

4.11 更新後設備の写真

書類番号：2-4

設備種別：電気式高効率空調/エアコンプレッサー

導入設備ごとに以下2パターンの写真を1枚ずつ撮影いただき、「書類番号2-4 (様式2-4 (電気式高効率空調/エアコンプレッサー))更新後設備の写真(空調・エアコンプレッサー)」を作成のうえご提出ください。
※ 電気式高効率空調の場合は、室外機のみ写真で可とします。

- ① サポート対象設備の全景(写真に更新後設備以外の周辺設備等も含まれる場合は、サポート対象設備を赤枠などで図示ください)
- ② サポート対象設備の型番・製造番号が識別できる写真

【書類作成時の注意点】

様式2-4 (電気式高効率空調)	記入日： 2024年 1月 31日			
更新後設備の写真(電気式高効率空調)				
<申請者情報>				
申請者名(契約名義)	〇〇〇社			
お客さま番号	*****			
供給地点特定番号	*****			
申請ID	A*****			
<サポート対象設備>				
※写真に更新前設備以外も含まれる場合は、更新前設備を赤枠などで図示してください。 ※入力枠が足りない場合は、本シートをコピーし、シートを分けてご記入ください。				
No. 設備番号	メーカー ※自動入力	製品名 ※自動入力	型番 ※自動入力	製造番号
1 AC001	ダイキン工業株式会社	FIVE★ZEAS	RSRP40BYV	XXXXXXXX
① 全景の写真		② 製造番号がわかる写真		
				

写真に更新後設備以外の周辺設備等も含まれる場合は、サポート対象設備を赤枠などで図示すること

4.提出書類の作成例

4.12 導入後設備の写真(設置形態を含む)

書類番号：2-5

設備種別：太陽光発電設備

設置形態ごとに以下2パターンの写真を撮影いただき、「書類番号2-5 (様式2-5)導入後設備の写真(太陽光発電設備)」を作成のうえご提出ください。

- ① 設置形態がわかるサポート対象設備の全景
 - ※ サポート対象外の設備も写真に含まれた場合は、サポート対象の太陽光発電設備の設置場所を写真に赤枠などで図示ください。
 - ※ サポート対象設備の台数が多く、全設備を撮影できない場合は、一部の設備を代表して写していただくことで問題ございません。
 - ※ 可能な範囲で、交付申請時に提出した「4.4 導入予定場所の写真」と同じ角度から写真を撮影すること。
- ② パワーコンディショナ(PCS)のメーカー名・製造番号・出力が確認できる銘板
 - ※ 全てのパワーコンディショナ(PCS)の銘板の写真を提出すること。
 - ※ パワーコンディショナ(PCS)のメーカー名・製造番号・出力が明確に確認できること。

【書類作成時の注意点】

様式2-5 記入日： 2024年 1月 31日

導入後設備の写真(太陽光発電設備)

<申請者情報>

申請者名(契約名義)	〇〇〇社
お客さま番号	*****
供給地点特定番号	*****
申請ID	A*****

<設置形態>

※同一需要場所に複数の設置形態の申請がある場合はシートを分けてご記入ください

設置形態 ※選択してください 陸屋根設置




写真にサポート対象外の設備も含まれた場合は、サポート対象設備を赤枠などで図示すること

<パワーコンディショナ(PCS)の銘板>


※入力枠が足りない場合は、本シートをコピーの上、シートを分けてご記入ください

No.	パワーコンディショナ(PCS)メーカー名	パワーコンディショナ(PCS)の出力(kW)
1	△△社 パワーコンディショナ(PCS)の製造番号 61XXXXXX-XX	55



銘板
メーカー名：△△社
製造番号：61XXXXXX-XX
出力：55kW

No.	パワーコンディショナ(PCS)メーカー名	パワーコンディショナ(PCS)の出力(kW)
2	△△社 パワーコンディショナ(PCS)の製造番号 61XXXXXX-XX	55



銘板
メーカー名：△△社
製造番号：61XXXXXX-XX
出力：55kW

4.提出書類の作成例

4.13 導入場所の位置情報

書類番号：2-6

設備種別：太陽光発電設備(塩害地区への設置、野立て設置)

- 「4.5 導入予定場所の位置情報」と同様に、設置場所が塩害地区と野立てであることが読み取れる位置情報を提出いただきます。
- 書類に求める条件は「4.5 導入予定場所の位置情報」に記載の内容と同様とします。

4.提出書類の作成例

4.14 計画変更承認申請書

書類番号：2-7

設備種別：すべて(申請者情報の変更)

- 交付申請後に商号変更や移転に関する変更があった場合、実績報告時に「書類番号2-7 (様式2-7 (申請者情報の変更))計画変更承認申請書(申請者情報の変更)」をご提出ください。
- サポート対象設備以外の変更について、あてはまるものを記載の上ご提出ください。

<サポート対象設備以外の変更>

- 商号変更等による電気需給契約の契約名義の変更、共同申請者に関する情報の変更等をご記載ください。

【書類作成時の注意点】

様式2-7 (申請者情報の変更) 記入日： 2023年 8月 1日

東京電力エナジーパートナー株式会社

計画変更承認申請書(申請者情報の変更)

申請ID AXXXXXの交付申請内容について、TEPCOカーボンニュートラルサポートサービス利用規約9の(1)の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

申請IDをご記入ください。 記

<申請者情報>

申請者名(契約名義)	〇〇〇社
お客さま番号	*****
供給地点特定番号	*****
申請ID	A*****

<計画変更の理由>
理由についてご記載ください。

・会社合併に伴う名義変更を行ったため、契約名義・お客さま番号・「ビジネスTEPCO」IDを変更する。

<変更内容> 変更がない情報については、空欄として下さい。

※変更のあった事項についてのみ、交付決定時点の情報と実績報告時点の情報をご記載ください。

No.	変更する情報	交付決定時情報(計画変更前)	実績報告時情報(計画変更後)
1	契約名義	〇〇〇商事	〇〇〇エンタープライズ
2	お客さま番号	*****00	*****01
3	供給地点特定番号		
4	「ビジネスTEPCO」ID	*****0	*****1
5	共同申請者*1		
6	契約種別		

*1 交付申請時に共同申請を行っておらず、実績報告時に共同申請者の追加があった場合は、実績報告時(計画変更後)の共同申請者のみご記入ください。
交付申請時に共同申請を行った後、実績報告時に共同申請の要件がなくなった場合(自社購入に切り替えた場合等)は、交付決定時(計画変更前)の共同申請者のみご記入いただき、実績報告時(計画変更後)の共同申請者は空欄としてください。
共同申請者を変更または追加する場合は、変更または追加後の共同申請者に記入いただいた共同申請書を添付してください。

以上

4.提出書類の作成例

4.14

計画変更承認申請書

書類番号：2-7

設備種別：電気式高効率空調・エアコンプレッサー

- 交付申請後にサポート対象設備に関する変更があった場合、実績報告時に「書類番号2-7(様式2-7(電気式高効率空調/エアコンプレッサー))計画変更承認申請書(電気式高効率空調/エアコンプレッサー)」をご提出ください。
- サポート対象設備の変更について、あてはまるものを記載の上ご提出ください。

<サポート対象設備の変更>

- 電気式高効率空調およびエアコンプレッサーの場合：設備番号の変更、導入台数の変更についてご記載ください。

【書類作成時の注意点】

様式2-7 (電気式高効率空調) 記入日： 2023年 8月 1日

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

計画変更承認申請書(電気式高効率空調)

申請ID: AXXXXXの交付申請内容について、TEPCOカーボンニュートラルサポートサービス利用規約9の(1)の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

申請IDをご記入ください。

記

<申請者情報>

申請者名(契約名義)	〇〇〇社
お客さま番号	*****
供給地点特定番号	*****
申請ID	A*****

<計画変更の理由>
理由についてご記載ください。

・設備計画の見直しにより、電気式高効率空調の機種を設備番号「AC001」から「AC002」へ変更する。

<変更内容(サポート対象設備)>

※変更のあったサポート対象設備にのみ、交付決定時点の情報と実績報告時点の情報を記載ください。
※以下の入力枠が足りない場合は、本シートをコピーの上、シートを分けてご記入ください。

交付決定時情報(計画変更前)							
No.	設備番号	メーカー ※自動入力	製品名 ※自動入力	型番 ※自動入力	区分 ※自動入力	定格冷房能力(kW) ※自動入力	導入台数
1	AC001	ダイキン工業株式会社	FIVE★ZEAS	RSRP40BYV	店舗用パッケージエアコン	3.6	2
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
店舗用パッケージエアコン 定格冷房能力合計(kW) ※自動入力						7.2	
ビル用マルチエアコン 定格冷房能力合計(kW) ※自動入力						0	

交付決定時情報(計画変更後)							
No.	設備番号	メーカー ※自動入力	製品名 ※自動入力	型番 ※自動入力	区分 ※自動入力	定格冷房能力(kW) ※自動入力	導入台数
1	AC002	ダイキン工業株式会社	FIVE★ZEAS	RSRP40BYT	店舗用パッケージエアコン	3.6	3
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
店舗用パッケージエアコン 定格冷房能力合計(kW) ※自動入力						10.8	
ビル用マルチエアコン 定格冷房能力合計(kW) ※自動入力						0	

以上

いずれの情報を変更する場合でも、計画変更前後の情報を全て記入してください。

4.提出書類の作成例

4.14

計画変更承認申請書

書類番号：2-7

設備種別：太陽光発電設備

- 交付申請後にサポート対象設備に関する変更があった場合、実績報告時に「書類番号2-7 (様式2-7 (太陽光発電設備))計画変更承認申請書(太陽光発電設備)」をご提出ください。
- サポート対象設備の変更について、あてはまるものを記載の上ご提出ください。

<サポート対象設備の変更>

- 太陽光発電設備の場合：太陽光パネルメーカーの変更、太陽光パネル枚数の変更、太陽光パネル1枚あたり出力の変更、パワーコンディショナ(PCS)メーカーの変更、パワーコンディショナ(PCS)台数の変更、パワーコンディショナ(PCS)1台あたり出力の変更についてご記載ください。
※ 同一の需要場所において複数設置形態がある場合はシートを分けてご記入ください

【書類作成時の注意点】

様式2-7 (太陽光発電設備) 記入日： 2023年 8月 1日

東京電力エナジーパートナー株式会社

計画変更承認申請書(太陽光発電設備)

申請ID AXXXXXの付申請内容について、TEPCOカーボニュートラルサポートサービス利用規約9.0(1)の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

申請IDをご記入ください。

 記

<申請者情報>

申請者名(契約名義)	〇〇〇社
お客さま番号	*****
供給地点特定番号	*****
申請ID	A*****

<計画変更の理由>
理由についてご記載ください。

・設備計画の見直しにより、使用する太陽光パネルとPCSを変更する。

<変更内容(サポート対象設備)>
※同一供給地点において複数設置形態がある場合はシートを分けてご記入ください

設置形態 ※選択してください	陸屋根設置
-------------------	-------

いずれの情報を変更する場合でも、計画変更前後の情報を全て記入してください。

※変更のあったサポート対象設備にのみ、交付決定時点の情報と実績報告時点の情報をご記載ください
※以下の入力枠が足りない場合は、本シートをコピーの上、シートを分けてご記入ください。

No.	交付決定時情報(計画変更前)				実績報告時情報(計画変更後)				
	太陽光パネルメーカー名	太陽光パネル枚数(枚)	太陽光パネル当たり出力(kW/枚)	太陽光パネルの総出力(kW) ※自動入力	太陽光パネルメーカー名	太陽光パネル枚数(枚)	太陽光パネル当たり出力(kW/枚)	太陽光パネルの総出力(kW) ※自動入力	
1	〇〇社	17	0.237	4.029	〇〇社	9	0.376	3.384	
2				0				0	
3				0				0	
4				0				0	
5				0				0	
太陽光パネル合計出力(kW) (小数点第2位を切り上げ) ※自動入力				4.1	太陽光パネル合計出力(kW) (小数点第2位を切り上げ) ※自動入力				3.4

No.	交付決定時情報(計画変更前)				実績報告時情報(計画変更後)				
	PCSメーカー名	PCS設置台数(台)	PCS1台当たり出力(kW/台)	PCSの総出力(kW) ※自動入力	PCSメーカー名	PCS設置台数(台)	PCS1台当たり出力(kW/台)	PCSの総出力(kW) ※自動入力	
1	〇〇社	5	20	100	〇〇社	2	50	100	
2				0				0	
3				0				0	
4				0				0	
5				0				0	
PCS合計出力(kW) ※自動入力				100	PCS合計出力(kW) ※自動入力				100

以上

4.提出書類の作成例

4.15 移転確認申請書

書類番号：2-8

設備種別：すべて

- 交付決定後に当社との電気需給契約を締結する契約主体が変更になり、変更後の事業者が1.4サポート対象者の条件に満たし、交付決定によって生じる権利義務が変更後の事業者に移転される場合、実績報告時に「書類番号2-8 (様式2-8)移転確認申請書」を提出いただきます。

【書類作成時の注意点】

様式2-8

記入日： 2023年 8月 1日

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

申請者名(契約名義)： ○○社
住所： 東京都△△区△-△-△

移転確認申請書

申請IDをご記入ください。

申請ID AXXXXXの交付申請内容について、TEPCOカーボンニュートラルサポート規約11の規定に基づき移転を受けため、下記のとおり申請します。

記

<移転する東京電力エナジーパートナー株式会社との電気需給契約情報>

お客さま番号	*****
供給地点特定番号	*****
名義変更日	2023年7月1日

<移転前後の情報>

	交付決定時情報(移転前)	実績報告時情報(移転後)
契約名義	●●社	○○社

<移転に関する同意事項>

当社は、上記移転前の契約者から電気需給契約を引き継ぎ権利義務を移転しました。このため、本サービスにおける交付決定によって生じる権利義務についても権利義務の譲渡を申請し、以下の事項に同意いたします。

- ・TEPCOカーボンニュートラルサポートサービス利用規約の全てについて、確認のうえ同意し、公募要領、法令、その他東京電力エナジーパートナー株式会社の指示等に従うこと
- ・東京電力エリア内に所在する東京電力エナジーパートナー株式会社と電気需給契約による供給地点において、サポート対象設備を継続して使用すること

上記の事項に同意します。(チェックを入れてください)

以上

4.提出書類の作成例

4.16 共同申請者等と締結した契約書

書類番号：2-9

設備種別：すべて

- 交付申請時に共同申請を行った場合、実績報告時に共同申請者等と締結したサポート対象設備に関する契約書(リース契約書等)をご提出ください。
- 本提出書類にて、サポート対象設備の所有権が申請者に移転しうることを確認させていただきます。

【書類作成時の注意点】

- ① 契約書にサポート対象設備の基礎情報(設備種別、型番、台数等)が明記されていること
 - ※ 契約書から上記が読み取れない場合には、当該情報が読み取れる付随書類を添付すること
 - ※ 付随書類は当該書類と同一のファイルで提出すること
- ② 契約書に記載する賃借人は申請事業者と一致、賃貸人は共同申請者と一致すること
- ③ 所有権が申請時点で共同申請者にあるが、将来的に申請者に移転する可能性がある旨の記載があること

4.提出書類の作成例

4.17 電気需給契約書

書類番号：2-10

設備種別：太陽光発電設備(オフサイトPPAモデル)

- ・ オフサイトPPAスキームで太陽光発電設備を設置する場合、実績報告時にサポート対象設備の設置場所において当社と締結している電気需給契約書(もしくは電気需給契約のご案内)(写)をご提出ください。
- ・ 当該書類をもって、サポート対象設備の設置場所も申請者が東京電力エリアで当社と電気需給契約を締結している需要場所であることを確認させていただきます。

【書類作成時の注意点】

- ① 当社との契約書面であること
※ 東京電力エナジーパートナー株式会社との契約であることを確認させていただきます。
- ② 需要場所が明記されていること
※ オフサイトPPAスキームで導入した太陽光設備の設置場所と契約書またはご案内に記載の需要場所と住所が一致することを確認させていただきます。
- ③ 申込者の情報(お客さま番号、供給地点番号等)が明記されていること

4.提出書類の作成例

4.18

接続供給兼基本契約申込書

書類番号：2-11

設備種別：太陽光発電設備(自己託送)

- 本サービスにより設置するサポート対象設備で発電した電力を自己託送する場合は、全ての託送先が、申請者が東京電力エリアで当社と電気需給契約を締結していただいている需要場所であることが必要です。
※ 申請者の関係会社が契約している需要場所がある場合等は認められません。
- 上記を確認するために、実績報告時に当該自己託送にかかわる接続供給兼基本契約申込書を提出いただきます。

【書類作成時の注意点】

- ① 契約者名が読み取れること
- ② 需要者や需要場所が読み取れること

参考資料(2)-1-1

リストから選択して下さい

平成**年**月**日

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

接続供給兼基本契約申込書

接続供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。実務同時量の経過措置を適用している場合で受電地点に関する申込みを行なうときは、受電財申込書および回答書内容を前提として申込みます。

1. 契約者等

契約者名	名称：〇〇株式会社 役職：代表取締役 氏名：〇〇 〇〇 住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇-〇-〇	印
連絡者名	所属：〇〇部 氏名：●● ●● 住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇-〇-〇 電話・FAX：**-*****-***** E-mail：*****@*****.co.jp	

(事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください)

2. 申込内容

接続供給の開始希望日	別紙のとおり	
受電側接続検討との同時申込	希望しない	
受電地点・供給地点ごとの事項		
申込内容	申込件数	
	受電地点	供給地点
地点の追加	件	件
契約受電電力または契約電力の変更	件	1 件
地点の削除	件	件
契約受電電力または契約電力の変更を伴わない設備変更(その他の変更)	件	件
特記事項		

今回のお申込の内訳件数を記載下さい

本申込書を受領する一般送配電事業者は、接続供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

1

参考資料(2)-1-2

2

接続供給兼基本契約申込書別紙【需要場所の概要】

(カタカナ)※空白	〇〇カブシキカイシャ △△ビル		
需要者の名称	〇〇株式会社 △△ビル		
供給地点特定番号*半角22桁	0310112040112345678901		
電気の使用住所(需要場所)	〒135-0016 〇〇県〇〇市〇-〇-〇		
供給地点(財産責任分界点)	従来どおり	業種	
申込内容	契約電力の変更(設備変更なし)		
接続供給開始希望日	平成28年4月1日	臨時期間(終了)	
託送供給等約款における需要者に関する事項の遵守について承諾いただいているか	需要者に承諾いただいている		
接続送電サービス	料金種別	今回：標準	従来：標準
	契約電力	今回：700 kW	従来：600 kW
	(内自家補相当分)	今回：() kW	従来：() kW
	供給電気方式	今回：交流三相3線式	従来：交流三相3線式
予備送電サービスA	供給電力	今回：- kW	従来：- kW
	供給電圧	今回：- V	従来：- V
	計量電圧	今回：- V	従来：- V
予備送電サービスB	供給電力	今回：- kW	従来：- kW
	供給電圧	今回：- V	従来：- V
	計量電圧	今回：- V	従来：- V
ピークシフト電力	今回：- kW	従来：- kW	
受電設備容量(合計)	今回：1,500 kVA	従来：1,500 kVA	
負荷設備容量(合計)	今回：1,000 kW	従来：1,000 kW	
発電設備容量(合計)	今回：- kW	従来：- kW	
接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値	-		
ハルス受給の要否	否		
需要者窓口連絡先	会社・所属	〇〇部	
	氏名	〇〇 〇〇	
主任技術者名連絡先	会社・所属	△△部	
	氏名	△△ △△	
その他特記事項	電話番号	03-5678-1234	
	電話番号	04-1234-5678	
契約電力算定根拠は別紙参照。			

2

付録. 用語・略語集

用語・略語	概要
定格冷房能力	JIS規格に基づいた温度条件で機器を連続して運転した場合にその機器が安定して出すことの出来る冷房の能力
APF(2015)基準値 (Annual Performance Factor)	APFとはエアコンの省エネ性能を表す数値。この数値が大きいほど省エネ性能が高い
店舗用パッケージエアコン	業務用エアコンの内、室外機から室内機へ給電されるものの中でルームエアコンおよび設備用パッケージエアコンを除いたもの
ビル用マルチエアコン	業務用エアコンの内、室内機/室外機が別の電源から給電されているもの
エアコンプレッサー	空気を圧縮し、高い圧力で吐出する装置
インバーター	電子的にコンプレッサー(圧縮機)の回転数を制御する回路・方式のこと
太陽光発電設備	太陽光パネル、架台、パワーコンディショナ、その他太陽光発電に必要な設備全て
太陽光パネル	太陽光エネルギーを直接電気エネルギー(直流)に変換するパネル
架台	太陽光パネルを斜角をつけて取り付けるための架台。
パワーコンディショナ(PCS)	発電した直流電力を家庭やビルで使える交流電力に変換する機器
PPAモデル	PPA事業者が太陽光発電設備を無償で設置し、PPA契約者がその発電した電気を購入するモデル
オフサイトPPAモデル (Power Purchase Agreement)	PPAモデルのうち、PPA契約者が実際に電気を使用する場所と、太陽光発電設備を設置する場所が異なるモデル
FIT (Feed-in Tariff)	再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る、国の制度
FIP (Feed-in Premium)	再生可能エネルギー発電事業者が発電した電気を、卸電力取引市場で売電した場合に、基準価格と市場価格の差額をプレミアム額として交付する国の制度
使用前自己確認結果届出書	電気事業法第51条の2に基づき、設置者は太陽電池発電所及び発電設備を使用開始しようとする前に使用前自己確認を実施し、その結果を主務大臣(電気工作物を管轄する産業保安監督部長)に届出するための書類
ESCO(Energy Service Company)	お客さまが目標とする省エネルギー課題に対して包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果(導入メリット)の一部を報酬として受け取る事業
ビジネスTEPCO	月々の電気料金や使用量のグラフ比較など、法人・事業者さま向けの無料Webサービス

TEPCOカーボンニュートラルサポートに関するお問い合わせ・相談・連絡窓口

【TEPCOカーボンニュートラルサポート サービスセンター】

Tel : 0120-094-363

※受付時間：9時00分～17時00分（土、日、祝日、年末年始を除く）

【TEPCOカーボンニュートラルサポート ホームページ】

https://www.tepco.co.jp/ep/corporate/savingenergy_c/information/2023.html